

地区レベルの地域コミュニティと区行政のかかわりかた

田中 陽子

(せたがや自治政策研究所研究員)

[概要]

世田谷区の地域行政制度では、区内を身近な地域である28の地区に区分して「まちづくりセンター」を設置している。本項では特別区における地域コミュニティと出先機関、世田谷区における地域コミュニティとまちづくりセンターの関係に関する調査をもとに、現在の世田谷区の地区レベルでの地域コミュニティについて概況する。

1. はじめに

1.1 世田谷区の地域コミュニティを取り巻く状況

これまで、せたがや自治政策研究所で行ってきた「地域特性の析出」の研究より、世田谷区は住民の移動が多く流動的であること(志村 2017)、有配偶の女性の労働力率は年々上昇していることや住民の約6割が区外で就業していること(加瀬 2018)などが明らかになっている。また、区内の一人世帯率は増加しており、2015年の国勢調査では全世帯の約半数が一人世帯となっているほか(図1)、共同住宅に住む世帯が増えていることなど、地域のコミュニティを取り巻く環境は変化しており、この流れは今後も大きく変わらないと思われる。

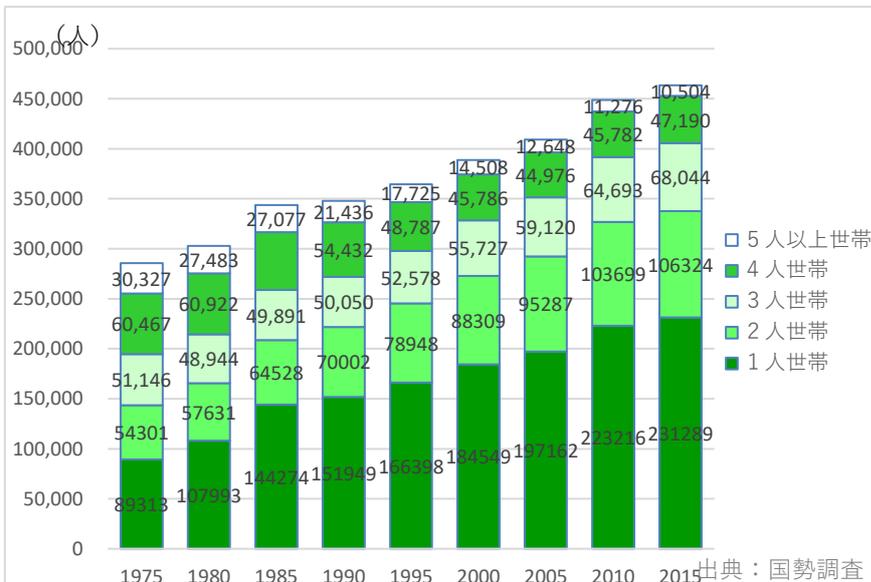


図1 世田谷区の世帯数の推移

一方で、本年度は新型コロナウイルス感染症の流行による2回の緊急事態宣言を受け、東京都においても「不要不急の外出自粛の要請」が行われた。その後も「コロナ禍」は収束せ

ず、感染拡大のリスクを回避することを第一とした「新しい生活様式」へと、急激に人々の日常生活は大きく変わりつつある。地域への影響としては、多くの事業やイベント・大人数での会合の中止など地域におけるコミュニティの活動は縮小せざるを得ない状況となったことや、シニア層の交流の機会が減少したことなどが挙げられる。また、コロナ禍において「テレワーク」を経験した人の多くが、感染拡大前に比べ、仕事より生活を重視するように意識が変化しているといわれており、これまでよりも暮らすまちへの関心が高まっていくことも予想されている。

都市部である世田谷区において、地域課題の解決の多くは行政または市場で行われることが多かったが、近年では防災や見守りなど、「行政ではやりきれない領域」において「協働」の相手方として地域コミュニティやNPO等に期待が寄せられている。これらの事業は本庁の所管課が担当し、予算を確保しているが、防災塾や地域包括ケアの地区展開など、実働の中心となっているのは「区民の最も身近な窓口」である地区の「まちづくりセンター」となっている。そこで本研究においてはまちづくりセンターと地区レベルの地域コミュニティとのかかわりについて取り上げることとする。

1.2 なぜ今地域コミュニティと区行政との関係を調査するのか

せたがや自治政策研究所では2018年度より「自治体経営のあり方」をテーマに調査研究を行っている。令和元年度には学識経験者、庁内職員および研究所職員による「自治体経営のあり方研究会」を設置し、「自治体経営のあり方研究会報告書」を発表した。本報告書における6つの提言のうち2つめに「地域コミュニティの変革とさらなる支援策の拡充」があり、都市化の進展とともに希薄化してきたコミュニティに対し、「時代と地域社会の変化をとらえた制度設計に取り組み、地域コミュニティへの支援策の充実を図っていくべきである」と述べている。

世田谷区では平成3年度に地域行政制度を導入した当初より、コミュニティづくりを課題ととらえ、地区・地域レベルでのコミュニティ支援を行ってきた。今後（仮称）地域行政推進条例において、地区におけるコミュニティの促進を支援することにより、多様な主体による地域課題の解決を図り、様々な区民が地域の担い手として一層かかわっていく地域社会を目指そうとしている。中でも地域行政制度により地域コミュニティレベルでの住民自治の確立を強化しようとしてきたが、今回の条例はこれまで行ってきた各種のコミュニティ支援施策の方向性を明文化しようとしているものといえる。

今後、地域行政推進計画により具体的な施策が決まっていくと思われるが、条例施行前である現在の状況を把握することは、資料として必要であると思われる。また条例により、区内の地域コミュニティの変化を測る指標としても有用であろう。本年度は地域の住民によるコミュニティと世田谷区がどのようなかかわり方をしているのかの現状把握のために、まず区で実施している地区レベルのコミュニティ支援について振り返り、実際に活動に従事しているまちづくりセンター所長へのアンケート調査を行うとともに、特別区との比較を行ったので報告する。

2. 世田谷区の地区レベルの地域コミュニティ支援策と先行調査研究

2.1 まちづくりセンターの役割と地域コミュニティ支援策

世田谷区の地域行政の特徴は総合支所の下位地域機関として出張所/まちづくりセンターを配置する二層構造の地域機関のしくみを取る点であるといわれている(大杉 2009)。区では昭和 53 年度の最初の基本構想より「住民参加のまちづくり」を掲げており、昭和 56 年の地域行政検討プロジェクトチーム報告書においても「行政は、区民のコミュニティ活動に対して便宜と機会の提供を積極的にすすめ、コミュニティ活動で培われた自治意識と行動原理を区政への参加に導いていく必要がある。」と述べるとともに、地域行政が対応すべき区政課題の一つに「コミュニティづくり」を挙げている。区は平成 3 年より出張所(現在のまちづくりセンター)一総合支所一本庁の三層構造による独自の「地域行政制度」を創設し、出張所は「区民に最も身近な行政拠点」と位置付けられた。

地域行政の推進に伴い、主に窓口サービスの提供と渉外・広聴を担っていた出張所は、地域行政制度のもと、区民の自発的なコミュニティ活動の支援のための条件整備に努める存在へと変化し、その後、地区防災支援や地域包括ケアの地区展開などの事務が実施されるようになり、現在は地区のコーディネーターへと役割を変えてきている(表 1)。出張所/まちづくりセンターの役割の変遷に伴い、職員数についても変化しており(図 2)、平成 17(2005)年の出張所改革により窓口サービスが集約されたことに伴い減少し、現在は 1 か所あたり所長(課長補佐)、まちづくり・防災担当係長、職員 3 名が通常の配置となっている¹。

世田谷区のコミュニティ政策の特徴として、町会・自治会との旧来からのルートを残しつつ、別の形で市民活動団体との連携をしてきたことが指摘されている(玉野 2011)。市民活動団体(各種のボランティア団体や NPO 等)については本庁所管の市民活動推進の担当課や、かつて存在した「世田谷まちづくりセンター」、現在の世田谷トラストまちづくりなどを中心とした全庁的なコミュニティ支援が行われてきている。一方、身近なまちづくり推進協議会をはじめとする、まちづくりセンターを中心とした各種の協議会²などが旧来からのルートの代表であると考えられる。このような指摘に対し、世田谷区ではまちづくり支援の強化のために取り組むべき施策として、「町会・自治会や NPO、おやじの会など様々な団体とのネットワークの拡充が求められており、区民、団体との十分なコンセンサスや関係所管との密接な連携を取りながら、地区単位または地域単位にネットワーク拡充のための仕組みづくりが必要(世田谷区 2004)」であると考え、「地域コミュニティ活性化支援事業」を実施した。この事業は 3 年ごとに見直され、現在もまちづくりセンターを相談窓口とする「地域の絆連携活性化事業」として町会・自治会等の「地縁団体」と「公益的活動を行う団体」の相互の連携・協力を支援している。

¹ 出張所が併設されていないまちづくりセンターには数名の会計年度任用職員も配置している。

² 「青少年地区委員会」「ごみ減量・リサイクル推進委員会」などがこれにあたる。

表 1 世田谷区の地区まちづくりセンターのあゆみ

1947年5月	区内の連絡事務所を廃して出張所設置(23か所)
1962年4月	出張所に青少年問題協議会の下部組織「青少年対策地区委員会(現在の地区青少年委員会)」設置
1983年10月	身近なまちづくり推進員制度開始→24出張所「地区」に4部会を置き、計840名を委嘱
1986年7月	身近なまちづくり支援制度発足→管理職による身近なまちづくり推進員の活動支援
1988年7月	管理職および公募の一般職員による「まちづくり地区担当制度」発足→身近なまちづくり支援制度を見直し、推進員活動への助言や地区課題解決等を行う
1991年4月	地域行政制度スタート→26出張所(1分室)
1993-94年度	地区カルテ作成→26出張所に地区会議設置
1994年4月	砧支所内成城分室を成城出張所とし、27出張所に
1995年4月	身近なまちづくり推進員制度と地区会議を統合して身近なまちづくり推進協議会発足→一部会は地区の実情に合わせて設置、地区カルテ作成を引き続き行う 「まちづくり地区担当制度」見直し→出張所単位の幅広いまちづくり活動に対応。職員は総合支所の管理職を除く管理職と公募の一般職員とする 出張所にまちづくり主査設置(平成8年度よりまちづくり担当係長に)
1999年7月	出張所機能検討委員会報告「新たな出張所をめざして」
2000-02年度	都からの清掃業務移管に合わせて「ごみ減量・リサイクル推進委員会」を各出張所に設置
2000年7月	「新たな出張所への移行の方針」策定
2002年3月	「新たな地域行政推進の方針」策定 総合支所単位で地区まちづくり推進行動計画策定
2002年5月	「まちづくり地区担当制度」を見直し、課長級と管理職待機者、公募の一般職員からなる「地区まちづくり支援職員制度」発足
2002年7月	若手職員を対象とする「地区まちづくり担当職員制度」発足
2005年4月	出張所改革→新たな出張所のスタート(27出張所の窓口を利用の多い7か所に集約し、それ以外の20か所を「まちづくり出張所」として地区まちづくり支援を強化)
2008年3月	「出張所改革の評価・検証」報告
2009年1月	「まちづくり出張所の名称のあり方に関する報告書」作成
2009年10月	まちづくり出張所をまちづくりセンターに名称変更
2013年3月	「地区力の向上と地区防災対策の強化について」策定
2013年4月	出張所・まちづくりセンターを「地区防災支援担当」と位置付け、「まちづくり担当係長」を「まちづくり・防災担当係長」と改称
2016年3月	「地域包括ケアの地区展開とまちづくりセンターの充実について」策定→出張所・まちづくりセンターの役割は「区民の暮らしを支えるコミュニティの形成」を基軸に、地区防災力の強化、地域包括ケアの推進など地区のコーディネーターへ
2016年7月	全地区にまちづくりセンターを設置(7か所の出張所のまちづくり機能を分離し、これまでの20か所と併せて、全27地区にまちづくりセンターを設置) 地域包括ケアの地区展開の全地区実施
2016年4月	地区まちづくり担当職員と災害対策における拠点隊を整合
2017年3月	「地区・地域の強化に向けた取組みについて-地域行政の推進(平成29~32年度)-」策定
2017年7月	支所内に設置されている出張所(北沢・等々力・成城)を区民課区民係に改組 総合支所に「くみん窓口」開設 →出張所は4出張所(太子堂、経堂、用賀、烏山)および1分室(用賀出張所二子玉川分室)
2019年7月	用賀地区を分割し、二子玉川地区を新設。二子玉川出張所と二子玉川まちづくりセンターを設置 →まちづくりセンターの管轄する地区は27から28へ、出張所は5出張所

出典：地域行政のあゆみ、区政概要

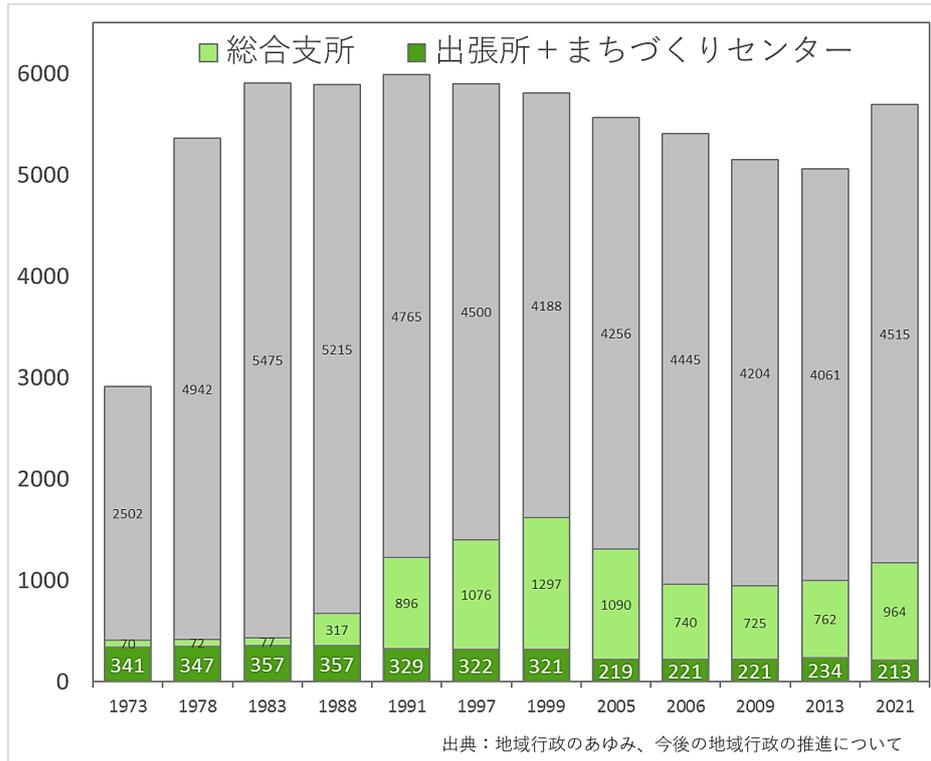


図 2 世田谷区役所の正規職員数の推移

このような取組みを経て、現在の各地区のまちづくりセンターで、身近な地域のコミュニティとどのような連携が行われており、まちづくりセンターの職員がどのような働き方をしているのかということ把握しておく必要があるだろう。

地域コミュニティと行政、特に出先機関とのかかわりについては、公益財団法人日本都市センターにおける調査研究でたびたび取り上げられている。都市自治体における地域コミュニティと関係施策については、平成 26 (2014) 年に全国の都市自治体 (789 市、23 特別区) を対象に、町会・自治会等の地縁型住民自治組織³と協議会型住民自治組織の状況を調査している。調査結果から全国的に町会・自治会の加入率は低下し、担い手が不足していること、協議会型住民自治組織がある市・区では、多くが身近な生活課題を住民が解決する活動を活発にすることを目的としており、多くは町会・自治会や民生・児童委員、PTA により構成されているが、担い手の不足が課題となっていることなどを明らかにしている (柳沢 2014)。

出先機関の役割については 2016 年には全国の都市自治体 (790 市、23 特別区) を対象に、都市内分権に関する研究の中で住民に身近なサービスを行う出先機関「地域機関」についての調査を行っている。この調査は行政の出先機関である地域機関と地域自治組織とのかかわりを「分権」の面から調査したもので、合併自治体と被合併自治体の比較が中心となってい

³ 本文中では「自治会・町内会等の地縁型住民自治組織」としている。一般に自治会、町内会、町会、区会など多様な呼称があるが、本稿においては世田谷区で使用している「町会・自治会」を使用する。

る。本格的な人口減少社会を迎え全国的には地域機関における職員数は減少しており、窓口業務を残して本庁に当該事務を一括管理して職員数の削減を図っていること、住民に身近な地域機関は、ICT の発達の中で窓口サービス提供機関としてよりも、人口減少社会の中、地域住民の活動を支え、まちづくりをともに担う役割が求められていることが示唆されている（三浦 2016）。

2.2 地域担当職員制度

世田谷区のまちづくりセンターを中心とした区のコミュニティ施策の一つとして、身近なまちづくり推進協議会の活動支援から始まった地区まちづくり担当職員制度、地区まちづくり支援担当職員制度もあげられる。昭和 43 年に習志野市が創設した制度である地域担当職員制度⁴に分類される。

地域担当職員制度の調査としては平成 29（2017）年に全国の市区町村（1741 団体）を対象に一般財団法人地方自治研究機構が行った『地域担当職員制度に関する調査研究』がある。回答のあった 1152 団体のうち約 30%の自治体で実施しており、地域担当職員が連携・支援する団体は政令指定都市や人口 30 万人以上の大都市では自治会・町会の連合組織やまちづくり協議会等を対象としているのに対し、町村の場合は町会への支援が多いこと、大都市では住民と行政のパイプ役としての役割に加えて、イベント参加・開催支援を担っていることなどが示されている（一般財団法人地方自治研究機構 2017）。

世田谷区では地域行政制度により、住民と行政のパイプ役としてまちづくりセンターの職員を配置しているほか、一般的な自治体においては職員もその自治体の住民であることが通常と思われるが、世田谷区を含めた特別区では住宅事情から職員の多くが他の自治体の住民である（特別区制度研究会 2014）。このようなことから全国的な地域担当職員制度とは役割が異なることが予想される。

2.3 本調査研究の位置づけ

ここにあげた全国的な調査研究は、少子高齢化による人口減少社会の中で、限られた職員でこれまで通りの公共サービスの提供をしていくことが難しい状況の中、公共的サービスの担い手として地域コミュニティとの連携を考えた時に、現在の状況がどのようになっているのかを中心に調査を行っている。全国的な調査で明らかになる課題は、コロナ禍により、鈍化してはいるが流入による人口増加が続いている東京都の特別区部において生じる課題とは異なっていると考えられる。

そこで今回の調査は世田谷区内のまちづくりセンターの所長に対して地域コミュニティとのかかわりについて調査し、次に特別区での出先機関をインターフェースとした地域コミュニティとのかかわりについて調査した。

⁴ 地域担当職員制度とは住民との対話・交流を通じ、地域課題の解決に住民の意向を反映させ、職員の意識を住民本位に転換させることを目的に職員を各地域の担当者として配属し、住民とともに地域課題の解決を図る制度をいう

3. 身近な地域における特別区のコミュニティ施策の現状

3.1 世田谷区のまちづくりセンターとかかわりのある主な地区レベルのコミュニティ

世田谷区では基本計画（平成26年度（2014年度）～令和5年度（2023年度））の重点政策の一つとして「コミュニティ活動の発展と住民自治の推進」を掲げており、地域行政制度のもと、まちづくりセンターで地区レベルのまちづくりを支援している。関連のある主な活動団体として、第2回 地域行政検討委員会資料（2020年1月31日）では町会・自治会、地区民生委員・児童委員協議会、地区社会福祉協議会、赤十字奉仕団、消防団、NPO、地域の絆連携活性化事業補助金交付団体などがあげられている。このほか、世田谷区では教育ビジョンの一つの柱として「地域とともに子どもを育てる教育の推進」を掲げており、管内区立小・中学校のPTAもかかわりのある団体ととらえることができる。このほか世田谷区で活動が盛んな団体としては「サロン・ミニデイ⁵」「商店街・商店会」などがあげられる。世田谷区内の主な地域活動団体は以下の通り。

表 2 主な地域コミュニティ団体とまちづくりセンターの役割

	町会・自治会	地区社会福祉協議会	赤十字奉仕団	消防団	地区民生委員・児童委員協議会	地域の絆連携活性化事業補助金交付団体	区立小中学校のPTA
概要	町会・自治会の連合組織として区全体で世田谷区町会総連合会、支所ごとに地域町会連合会、まちづくりセンターごとに地区町会連合会がそれぞれ組織されている	まちづくりセンターの地区ごと（下馬地区は野沢・下馬の両エリアにそれぞれ1箇所）組織されている。地域住民（地域福祉推進員）による福祉活動団体	日本赤十字社の下部組織で、世田谷区では世田谷区赤十字奉仕団が活動しており、まちづくりセンターごとに分団を組織している（下馬地区は東西の2分団）	消防団員は、普段は別の仕事を持っている非常勤の特別職地方公務員。世田谷、玉川、成城の消防署管区ごとに組織されており、それぞれ18、11、17の分団がある	おおむねまちづくりセンターごとに設置され、民生委員・児童委員の活動に関わる情報・意見交換・研修会などで相互の連携を図っている	地域住民が参加し、地域コミュニティの醸成や地域の活性化に繋がる取り組みで自主的、自立的および継続的に行われ、非営利の公益性・公益性を有する事業に取り組む団体	区立小学校61校、区立中学校29校にそれぞれPTAがある。児童・生徒の保護者と教職員が会員となり、子どもの健全育成と幸福をめざし活動を進めている
団体数	195 (世田谷区町会総連合会加盟)	29	29	3消防団、36分団	29	145（令和元年度）	90
まちづくりセンターの役割	地区町会自治会連合会の事務局 予算管理、定例会議に関する事務、代表者等の連絡調整、事業実施支援	活動支援・協力 まちづくりセンター・あんしんすこやかセンター・地区社会福祉協議会で連携した「福祉の相談窓口」	所長が分団参与を務め、入退団報告、会議開催、募金活動の依頼・とりまとめ等の事務を実施	防災活動や地区の行事で連携	委員改選時の町会・自治会を通じた委員推薦依頼 高齢者見守りネットワークを推進するための連携 地区の様々な活動での連携	申請相談・受付・書類確認・団体への連絡調整	地区の行事や青少年健全育成事業等で連携
補助金等	平均約1.2万円/1町会・自治会(補助金)			約373万円/3消防団(補助金)	平均約17万円/1地区(補助金)	町会、自治会等の地域団体と地域で公益的活動を行う団体が相互に協力・連携を図ることを要件とする	

出典：第2回世田谷区地域行政検討委員会資料、世田谷区町会総連合会 HP、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会令和元年度決算書、世田谷区 HP

3.2 まちづくりセンターへの調査結果

世田谷区には28の地区まちづくりセンターがあり、それぞれの地域特性を生かしたコミュニティ支援をしている。見直しのたびに、アンケートは実施されているがまちづくりセ

⁵ 世田谷区社会福祉協議会が実施する地域支えあい活動。高齢者や障害者が参加する仲間づくりの活動（ふれあい・いきいきサロン）や、サロン活動に寝たきり予防を加えた支えあいミニデイ、子育て相談等の交流の場である子育てサロンがある。

ンターがどのように地域のコミュニティと関係を築いているのかという観点から調査した例はない。そこで、まちづくりセンターの所長 28 名を対象に、地域のコミュニティとの連携や各種協議会の活動の現況等について尋ねる内容の調査を行い、その後、各地域のまちづくりセンター所長と意見交換を行った。

① まちづくりセンターとかかわりのある地域コミュニティ団体

町会・自治会、社会福祉協議会、日赤奉仕団、民生・児童委員協議会、あんしんすこやかセンターは、すべてのまちづくりセンターが「かかわりがある」と回答している。地域の絆活性化事業補助金交付団体、商店街・商店会、小中学校のPTA、児童館、区立小・中学校、消防団、高齢者クラブ、ボランティア協会、サロン・ミニデイ、医療・介護事業者、NPO、世田谷トラストまちづくりと続く。まちづくりセンターとのかかわりが強いコミュニティとしては、活動範囲が地区と一致または地区内であり、活動の幅が広い団体が多い傾向があった。

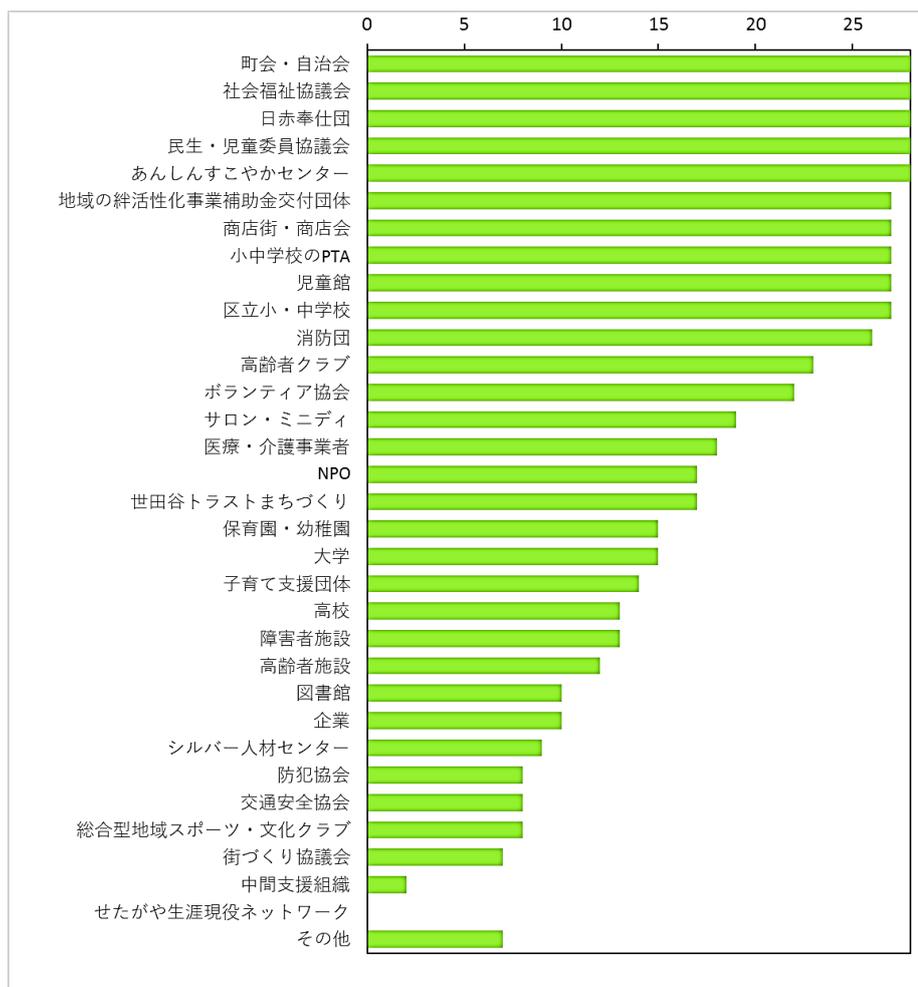


図 3 地区まちづくりセンターとかかわりのある地域コミュニティ団体

各団体とのかかわりの強さについて尋ねたところ、「密接なかかわりがある」の回答は町会・自治会、日赤奉仕団が最も多かった。小中学校のPTAについては「密接なかかわりがある」の回答は多くないが、すべての回答者が「かかわりがある」「密接なかかわりがある」と回答した(図4)。

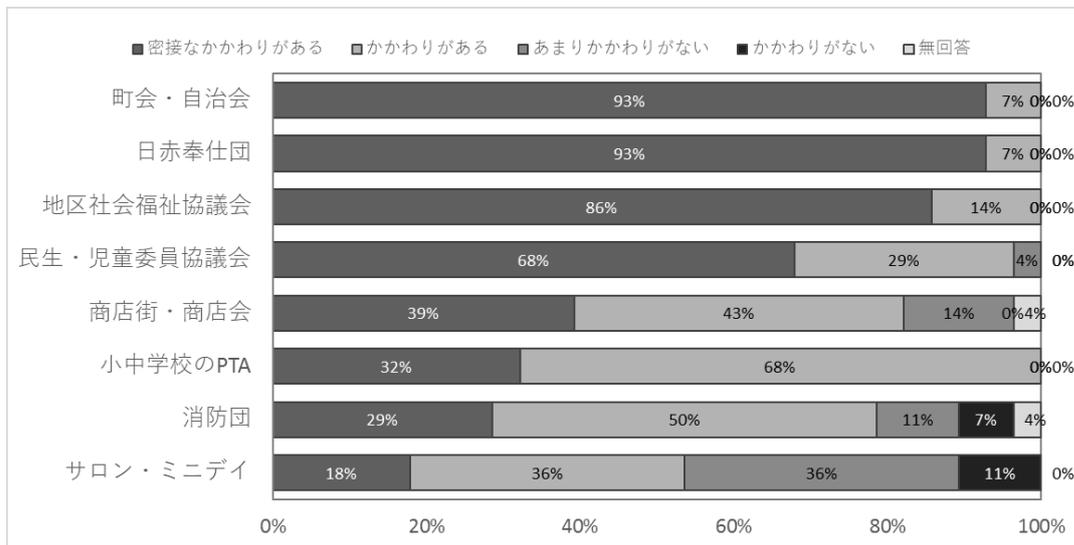


図4 地区まちづくりセンター地域コミュニティ団体とのかかわり(強さ)

以下は団体とのかかわり方を尋ねた設問の集計である。最初の間で、その団体と「あまりかかわりはない」「かかわりがない」と回答した場合は以下の問への回答を不要となるため「非該当」として表示している。

多くの項目において町会・自治会が最も「頻繁に行っている」の回答が最も多く、次いで日赤奉仕団、地区社会福祉協議会などで多かった。また頻繁に行っているの回答は、相談・意見交換や地区の情報共有、会議室の貸し出し、お互いの事業への参加協力などで多く、人材・団体の紹介や要望・陳情について尋ねる項目では他の項目に比べて「頻繁に行っている」の回答が少なかった。

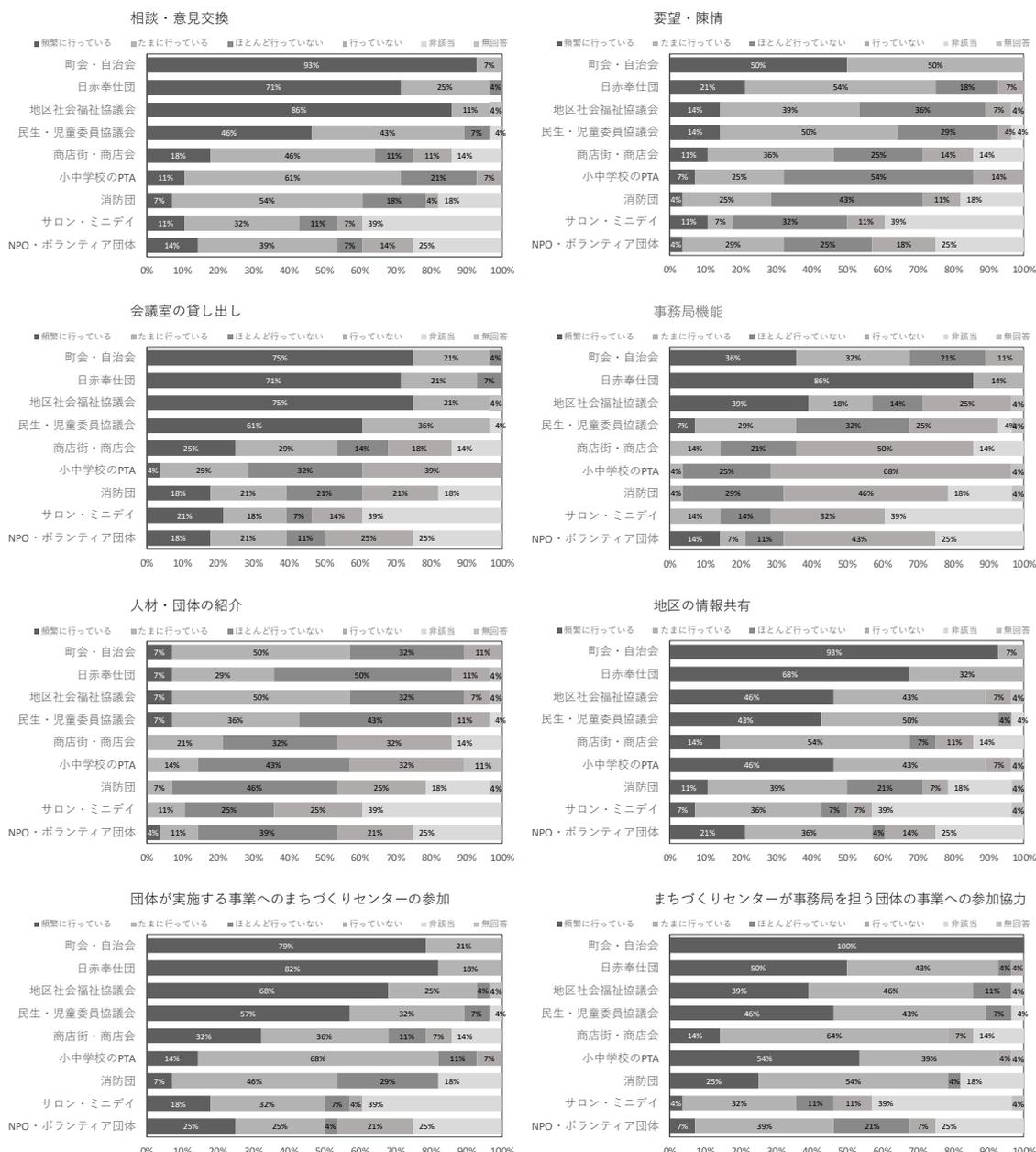


図 5 まちづくりセンターと地域コミュニティ団体とのかかわり（かかわり方）

分野ごとのかかわりを尋ねる設問では、地域福祉・保健では地区社会福祉協議会や民生・児童委員協議会、子ども・子育てなどでは地区社会福祉協議会や小中学校のPTA、防犯・防災では消防団で「密接なかかわりがある」の回答が多く、その団体が得意とする分野で連携していることが伺える。一方町会・自治会については美化・清掃、環境保全や防犯・防災、まちづくり活動の目標づくり、情報発信・情報共有の分野で「密接なかかわりがある」という回答が多かった。若者支援に関するかかわりはいずれの団体でも低かった。サロン・ミニデイは地域福祉・保健、NPOは子ども・子育てや地域・地区イベントの分野では比較的「密接なかかわりがある」の回答が多かった。

まちづくりセンターが関わる事業がある美化・清掃・環境（ごみ減量・リサイクル推進委員会）、防犯・防災（防災塾や避難所運営委員会等）や地域福祉・保健（地域包括ケアの地区展開など）では比較的多くの団体で「密接なかかわりがある」「かかわりがある」の回答が多かった。一方で関連する事業のない若者支援では「密接なかかわりがある」「かかわりがある」のいずれの団体との間でも回答は少なかった。

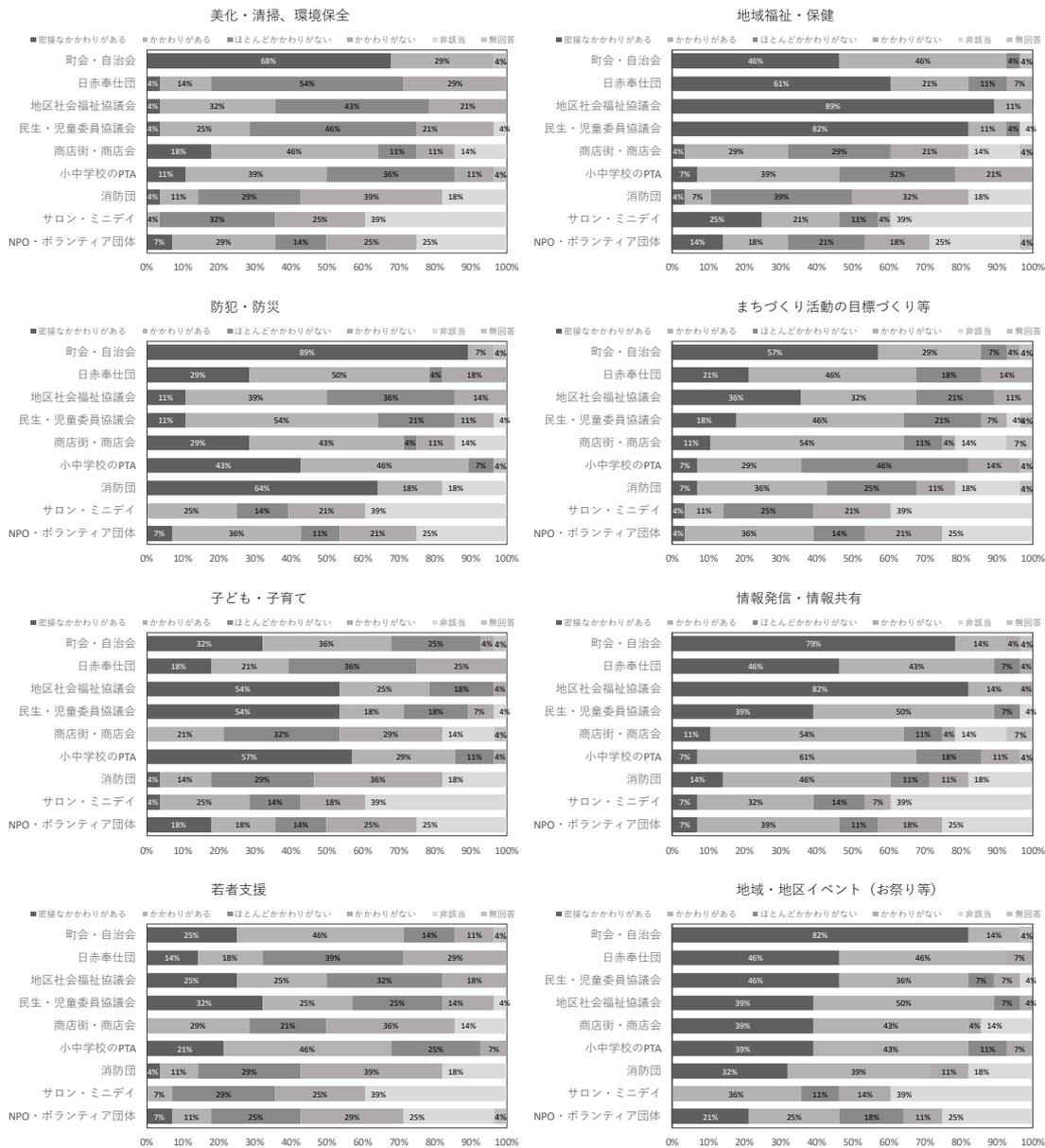


図 6 まちづくりセンターと地域コミュニティ団体とのかかわり（分野）

世田谷区には NPO・ボランティア団体が多く存在しているが、今回の調査においては全体の 4 分の 1 のまちづくりセンターでかかわりがないとの回答であった（図 7）。一方で、かかわりがあるという回答をしたまちづくりセンターでは、多いところで 11 団体とばらつ

きがあり、まちづくりセンターとかかわりのある NPO の団体数は平均 2.3 団体であった (図 8)。

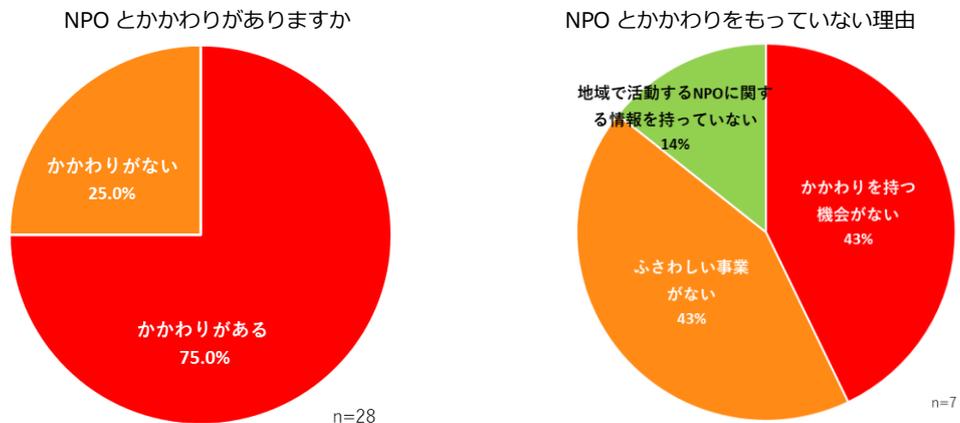


図 7 NPO・ボランティア団体とのかかわり

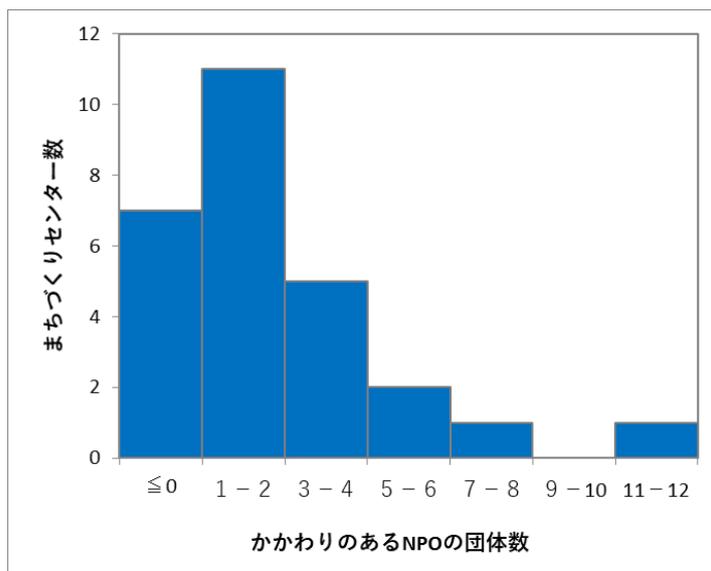


図 8 まちづくりセンターがかかわりのある NPO・ボランティア団体の数の分布

② まちづくりセンターが事務局を担う協議会の状況について

まちづくりセンターが事務局となっている「身近なまちづくり推進協議会」「ごみ減量・リサイクル推進委員会」「青少年地区委員会」のほか、「避難所運営委員会」「地区区民防災会議」「地区情報連絡会」について、活動の状況を尋ねたところ、いずれの協議会・委員会においても「メンバーが固定化している」、「活動の担い手が不足している」、「事務局の負担が大きい」には「あてはまる」、「ややあてはまる」の回答が多かった。「予算が不足している」の設問には避難所運営委員会のみ「あてはまる」の回答が多かった (図 9)。

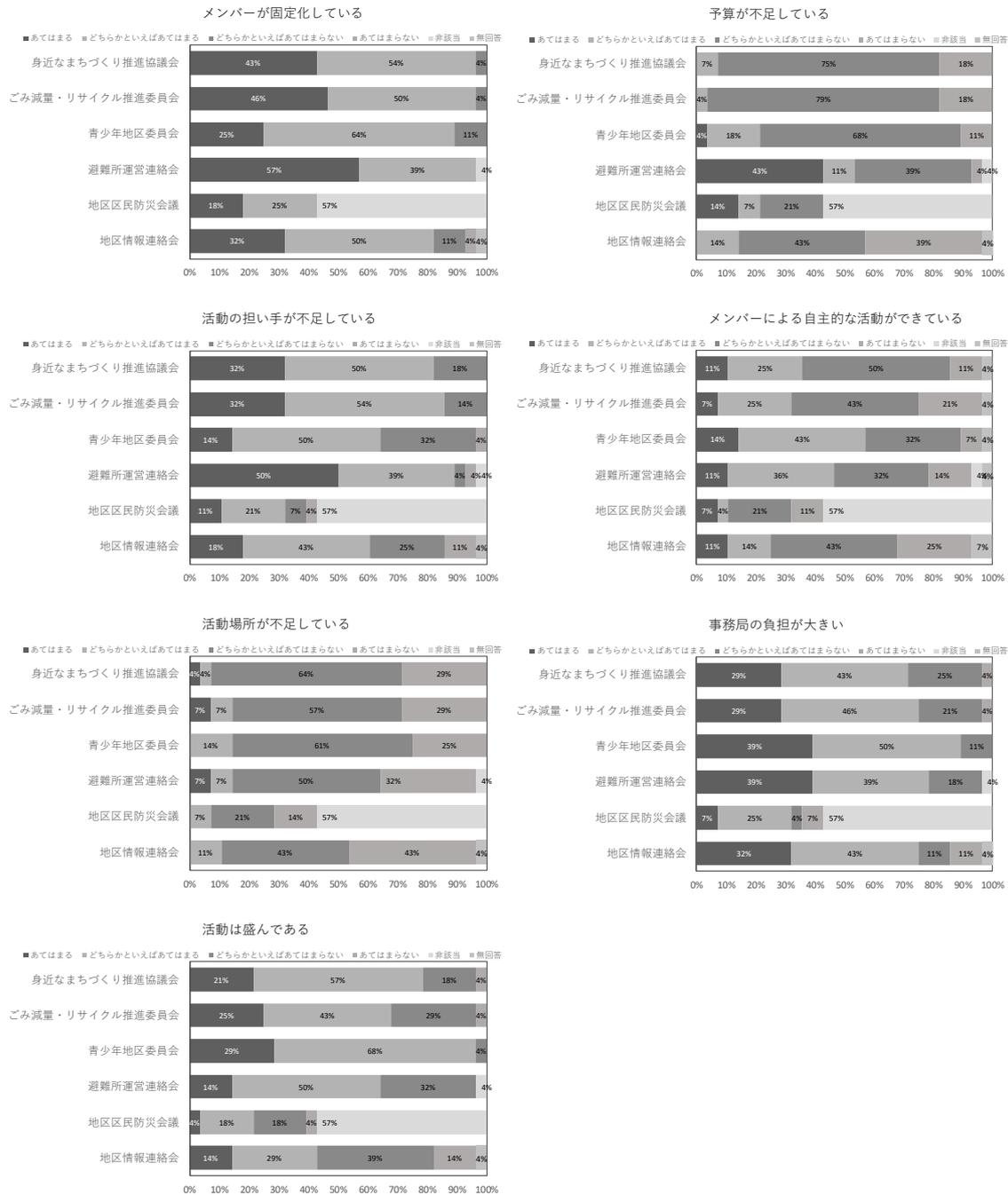


図 9 各種協議会の活動状況

委員の選出についてはどの協議会も町会・自治会からの推薦が最も高かった。青少年地区委員会は委員に青少年委員や小中学校の校長、PTA など、要綱で定められた委員が必ず含まれることや、所管課が持つ会議体においてメンバーの選定方法の見直しを行っていることなどもあり比較的、「町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦」、「その他」の回答が多かった。いずれの委員会においても公募は行われていなかった（図 10）。

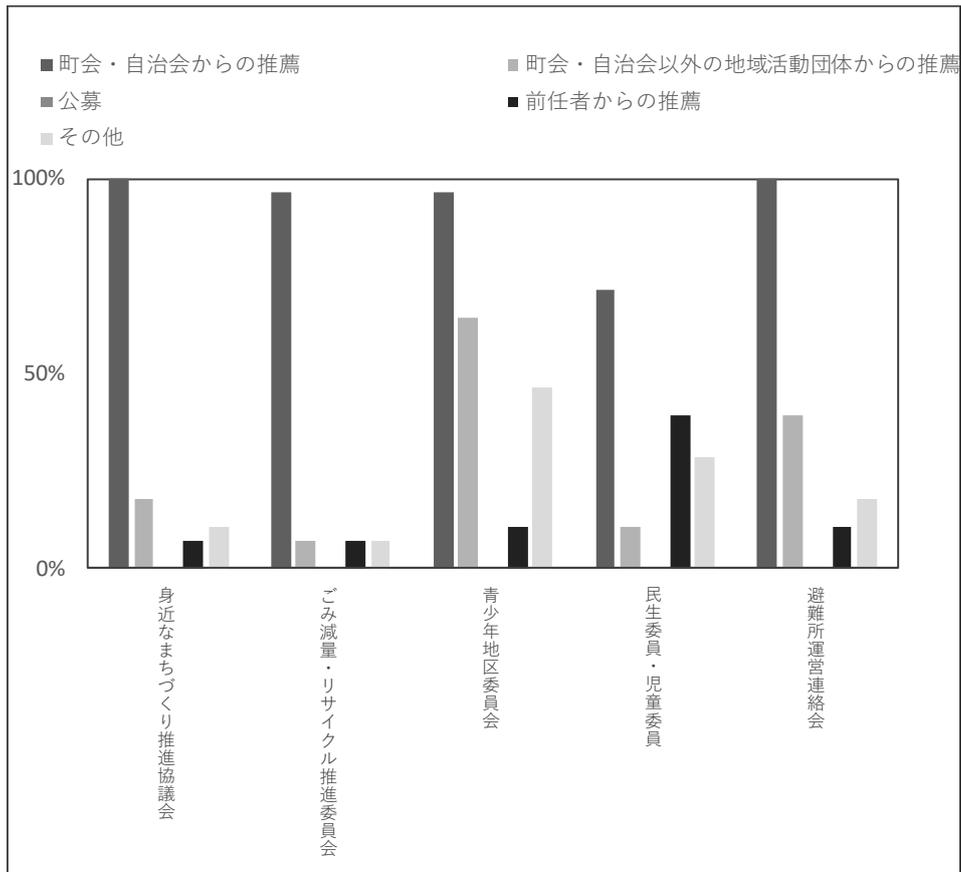


図 10 各種協議会メンバーの選定方法

③ まちづくりセンターの働き方

まちづくりセンター内での働き方について尋ねたところ、出張所嘱託員では窓口業務が多く、主任・係員と係長では委員会等の事務局業務がそれぞれ 27%、21%を占めていた。所長ではイベントへの参加・協力や、団体との相談・意見交換が 13%であった。尋ねた業務について定型的な業務、広聴、実働、連絡、連携、企画に分類したところ、主任・係員から職責が上がるにつれ、実働から広聴や連携に関する業務が多くなると推測された(図 11)。

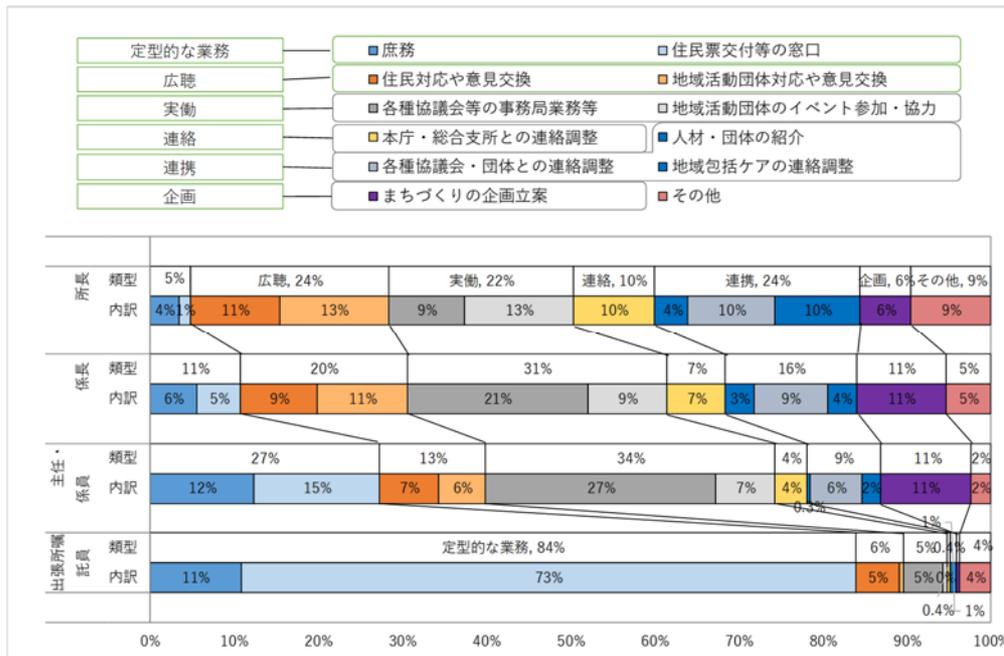


図 11 まちづくりセンターの働き方

上記の働き方について、「コミュニティの活性化を図る立場からどのようにしたらよいか」という設問では、地域活動団体のイベント参加・協力と各種協議会・団体との連絡調整で約4割の回答者で拡充したいと回答した。広聴や連携、企画に関する業務で拡充したいという回答が多い傾向があった。住民票交付等の窓口や各種協議会の事務局については回答がそれぞれ4割、3割以上の回答者が「見直したい」と回答した（図 12）。意見交換の場では普段はよいが、災害時などの有事やイベント実施などでのマンパワーの不足に関する話題も提供された。

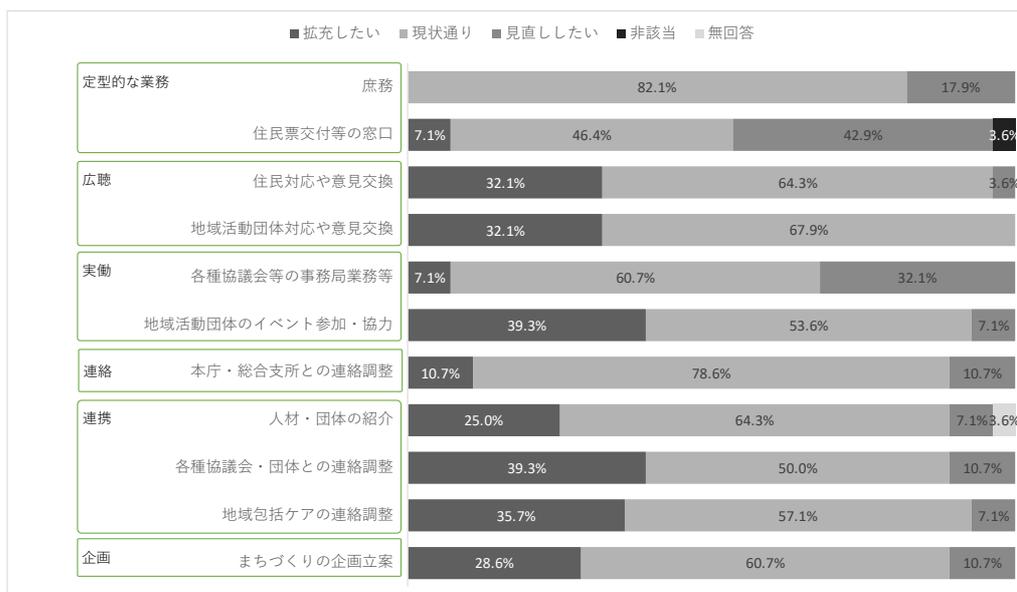


図 12 コミュニティ支援のために働き方をどうしていきたいか

④ 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員制度

世田谷区の地区まちづくり担当職員制度・地区まちづくり支援職員制度は、その名の通り地区のまちづくり活動を支援するために始まった制度である。地区まちづくり担当は入庁3～5年目の職員に兼務で割り当てられており、1地区あたり12名程度の職員が配置されている。地区まちづくり担当職員は、まちづくり活動の支援のほかに、地震に伴う災害が発生した場合の非常配備態勢において地区の拠点隊に指定されている。一方地区まちづくり支援職員は、課長級、管理職待機者のほか公募の職員を合わせて各地区6名程度を兼務で配置しており、このうち1名をリーダーとする地区担当者会議などを開催している。

地区まちづくり担当、地区まちづくり支援の職員がどのような活動に従事しているかについての設問では、両者とも「イベント等の実施当日の参加」が最も多く、次いで、「準備・片付けなどの作業」、「実施後の反省会」に参加の順となった。両者とも同じような活動に従事する傾向はあるが、「イベントの企画や運営への助言」や「イベント以外のまちづくり事業の企画立案の支援」については地区まちづくり担当では実施されておらず、地区まちづくり支援の職員のみが従事していたが、実施しているまちづくりセンターは少なかった（図13）。

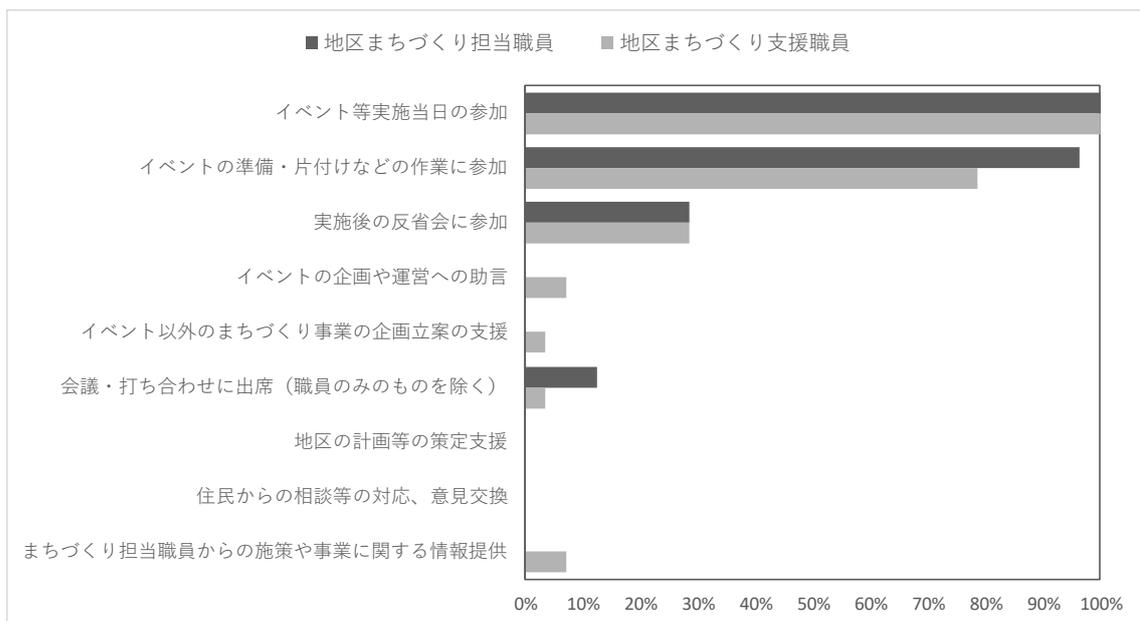


図 13 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員の従事内容

地区まちづくり担当・地区まちづくり支援とも配属人数については「妥当」、活動従事の際のまちづくりセンターの負担については「やや軽減している」、住民からの受け止めは好意的であるについては「そう思う」との回答が最も多かった。

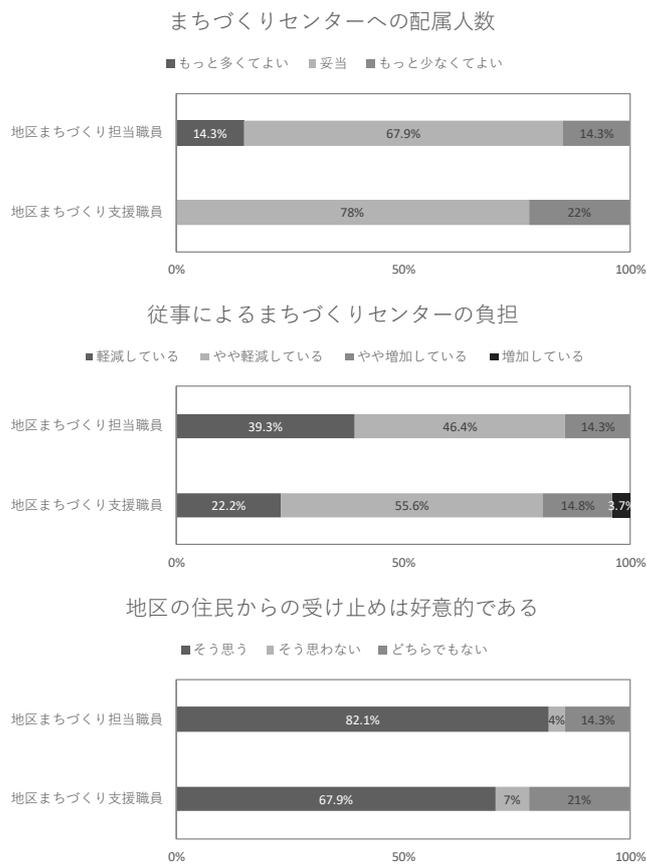


図 14 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員制度への印象

地区まちづくり担当・地区まちづくり支援の成果として感じられるものを選択する設問では、両者とも「まちづくり活動がより活発に実施できるようになった」との回答が最も多く、「地区との信頼関係が高まった」、「参加している職員のコミュニケーション能力が高まった」とつづくなど同じ傾向を示した。

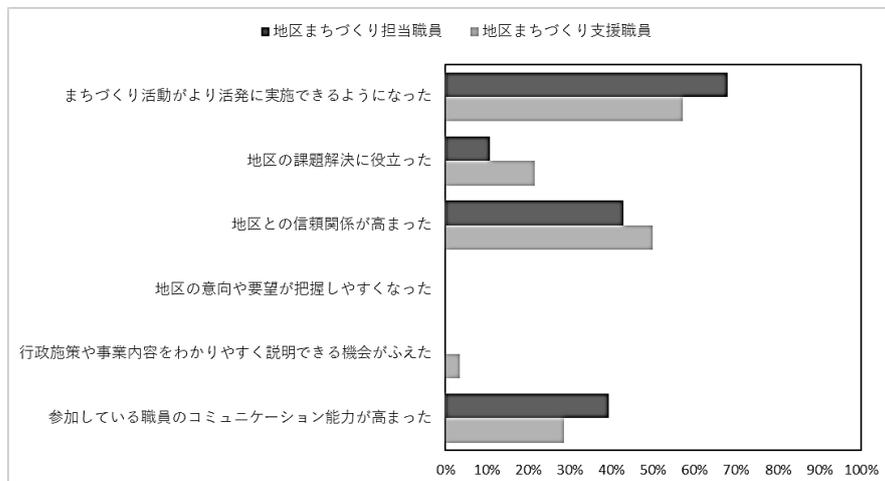


図 15 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員の活動成果として感じられるもの

また、地区まちづくり担当が3-5年目の職員に割り当てられていることや3年の任期については妥当であるとの回答が最も多かった。短い、との回答については意見交換において、イベント実施時の担い手として頼りになる存在であるが、覚えたころには卒業してしまう、という意見も見られた。また災害時の拠点隊と整合したことについて効果があったと感じるについては「ややあてはまる」「あてはまる」の回答が多かった。イベント等を通じて、地区の区民と顔の見える関係になることがメリットであるとの意見があった。

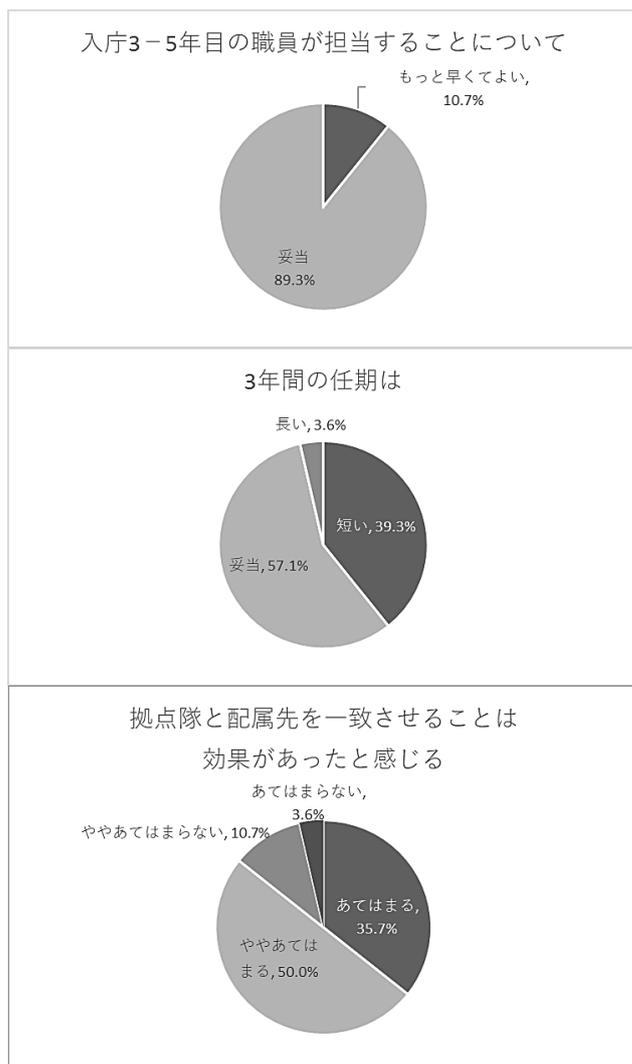


図 16 地区まちづくり担当職員の状況

地域コミュニティの活性化を図るためにどのような活動に従事していくことがよいか、という設問に対しては地区まちづくり担当・地区まちづくり支援とも最も多くの所長が「イベント等実施当日の参加」と回答した。特に地区まちづくり担当職員については、地区の区民と同じ場でイベントを実施することによる研修の要素もあるという意見が自由記述や意見交換の場においても出ている。地区まちづくり支援職員については、地区まちづくり担当

職員への良い影響を期待する意見が見られたほか、すでに忙しい管理職に集まってもらうことが難しい状況であり、これ以上の仕事を頼むことが難しいとの意見も出ていた。

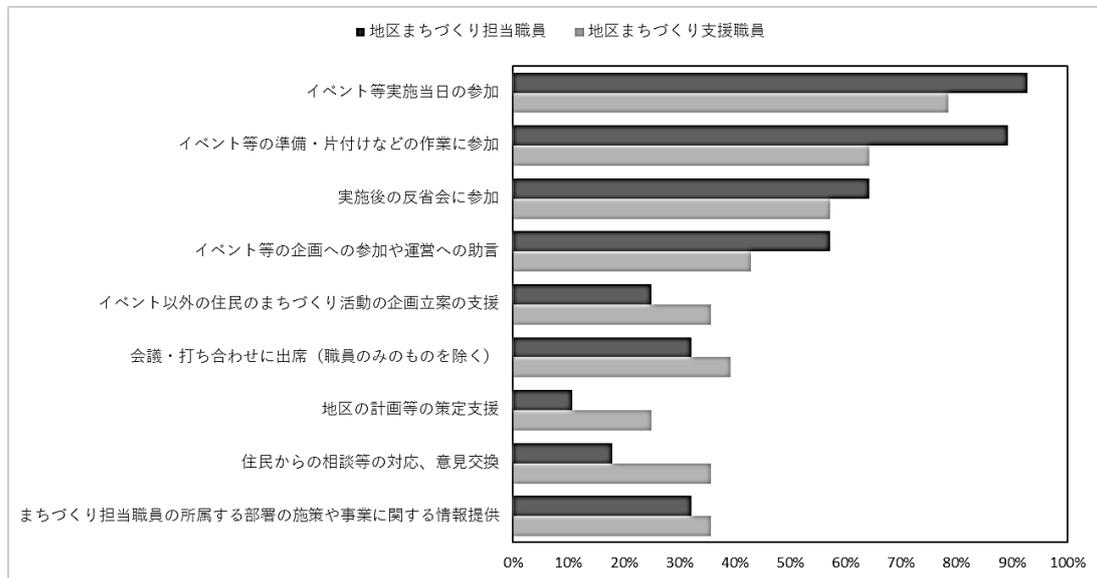


図 17 地域コミュニティ支援のために従事したほうが良いと思われる活動

地区担当者会議の実施についての設問では、令和元年度中に 1 回実施したまちづくりセンターが多かった（図 18）。開催内容としては配置された職員同士の顔合わせのほか、地区や事業の説明が多く、地区の活動団体との顔合わせを行っているまちづくりセンターは少なかったが、自由記述欄に「身近なまちづくり推進協議会の総会に参加している。職員相互と区民との顔合わせができる」との、交流のための工夫をしていることが伺えた。また、本来、地区リーダーが招集するものであるが、実態としてはまちづくりセンターで設定している、という自由記述も見られた。

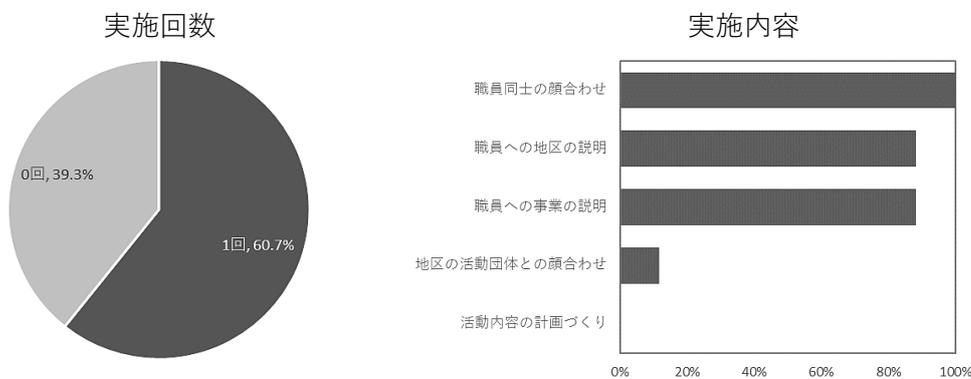


図 18 令和元年度の地区担当者会議の実施状況

3.3 特別区への調査結果

身近な地域におけるコミュニティと自治体のかかわり方に関する先行研究としては日本都市センターで実施した調査（公益財団法人日本都市センター編 2016）のように、人口減少や市町村合併などを踏まえた調査研究など全国的な課題を対象としたものが多い。

日本全体でみると少子高齢化とともに、人口減少が進んでいるが、特別区の区域においては、人口はむしろ流入により増大しており全国の動きとは異なっている。歴史的経緯や人口規模などから多くの区で支所や出張所などの出先機関を設けて、身近な行政サービスの提供をしていることも、近年の市町村合併後の旧市町村に設置される場合とは事情が異なると思われる。近年の行政改革の流れにおいて、出先機関は縮小・廃止されることが多く、現在の状況を調査することは、地域のまちづくりや住民との関係で大都市における出先機関がどのような役割を果たしているのかを考えていく上でも必要であると思われる。そこで特別区を対象に身近な地域のコミュニティと区行政のかかわりについて、出先機関、町会・自治会、協議会型住民自治組織、地域担当職員などの制度や現状を尋ねる調査を行った。

① 出先機関

(ア) 名称

設置されている出先機関の名称と設置状況を表 3 にまとめた。「その他の出先機関」や区民事務所を設置している区が多く、次いで出張所、特別出張所となった。総合支所を設置しているのは港区と世田谷区の 2 区のみであった。設置数や正規職員数は、前述する日本都市センターの調査研究における「支所」の平均（4.1 か所、11.5 人）や「出張所」の平均（4.7 か所、4.4 人）（公益財団法人日本都市センター編 2016）に比べて大きかった。

表 3 地域に対する出先機関の設置状況

出先機関の名称	設置区数*	平均設置数	平均職員数‡
支所	1	1	18.0
総合支所	2	5.0	180.3
出張所	5	5.5	10.8
特別出張所	4	7.8	12.5
区民事務所	9	6.0	11.6
その他の出先機関‡	11	13.1	6.4

* 複数の名称の出先機関を設置している区があるため合計は 23 ではない

‡ 比較のため平均職員数には会計年度任用職員を含まない

‡‡ その他の出先機関には区民センター、区民活動センターなどの名称が含まれる

(イ) 出先機関の機能

「出張所」「区民事務所」など同じ名称を使用している場合でも、その所掌事務には差があるの

で窓口サービスに関する項目とまちづくりに関する項目⁶の一方のみ、あるいは両方を担う出先機関で分類した（表 4）。

窓口サービスを実施する出先機関よりも、まちづくりのみを担う出先機関の方が職員数は少ないが、設置数は多くなる傾向があった。なお窓口サービスとまちづくりの両方を担う出先機関の職員数は所掌事務の多い総合支所が含まれるため大きい数字となっているが、総合支所を除くと約 12.3 人となり窓口サービスのみを所掌する出先機関の平均職員数との差は認められなかった。

この理由としては住民情報システムにより窓口サービスは全区域の住民を対象としているため、駅前など多くの人を利用しやすい場所に設置されることや対面でのサービスの水準を維持するためには職員数がある程度必要となることが挙げられる。一方でまちづくりを担う場合は、区域内の住民とのこまやかな関係づくりには設置数を多くする必要があることが挙げられる。

表 4 地域に対する出先機関の機能別設置状況

各区の地域に対する出先機関設置状況	設置区数*	平均設置数	平均職員数*
窓口サービスのみを所掌する出先機関がある	8	5.6	12.1
うち、まちづくりを所掌する出先機関がない	2	5	14.9
窓口サービスとまちづくりの両方を所掌する出先機関がある	17	8.8	22.5
うち、まちづくりを担う出先機関では一部の窓口サービスのみ取り扱う	2	18.5	4.5
まちづくりを担う出先機関で窓口サービスを取り扱わない	5	15.6	3.0

* 複数の形式の出先機関を設置している区があるため合計は 23 ではない
 ※比較のため平均職員数には会計年度任用職員を含まない

(ウ) 出先機関の管轄区域

前述したとおり、窓口サービスのみを担う場合は全区域が対象となるが、まちづくりを担う出先機関は所管区域を持っている。所管区域の面積と人口の分布は図 19 にまとめた。まちづくりを担う出先機関の管轄区域は面積から 1-5 km²程度が最も多かった。連合町会の区域と一致することが多く、区域内のどこに住んでいても歩いて行ける範囲という点から設置されていると考えられる。また管轄する住民数は 2-4 万人程度の区が一番多いが、いずれの区においても一か所あたり 1 万人から 18 万人と一般市並みの人口を擁していた。

⁶ 窓口サービスを担う出先機関では共通して住民登録、国保、税収納などの業務を行っているが、戸籍の届出やマイナンバーカードの申請・交付などではばらつきがあった。まちづくりを担う出先機関のある区に共通している所掌事務は「町会・自治会との連絡調整」のみであった（付属資料 3 を参照）。

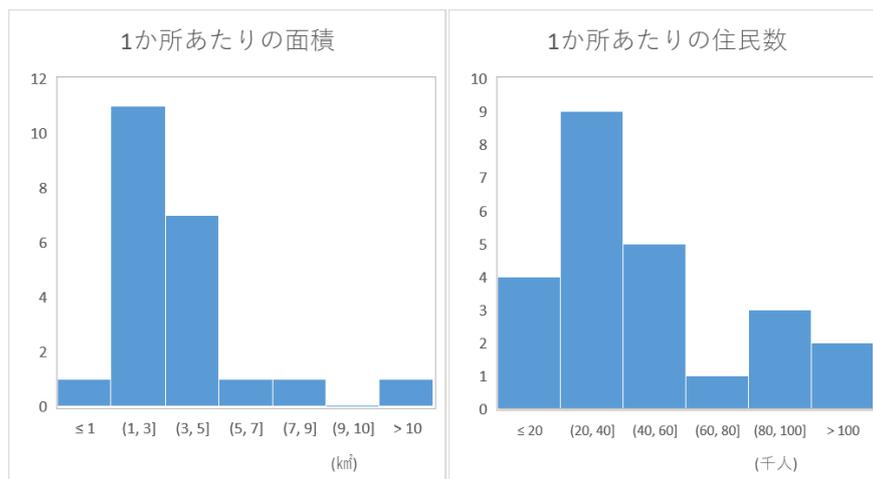


図 19 まちづくりを担う出先機関の所管する区域の面積と人口の分布

(エ) 出先機関の職員配置の特徴

出先機関への職員の配置は窓口サービスのみを担う出先機関はいずれも係長級が長となっていた。まちづくりを担う出先機関では、部長級を長とする区が2区、課長級を長とする区が9区、係長級を長とする区が9区あった(表5)。長の職層が異なる区が2区あったが、江東区の場合は規程により特別出張所の長は副参事(課長級)、出張所の長は主事(ここでは係長級)となっているのに対し、世田谷区は出張所処務規程では係長級の主事となっているが、総合支所に配属される特命副参事の事務取扱としている点で異なっている。

表 5 まちづくりを担う出先機関の長の職層

部長級 (2区)	課長級 (9区)	係長級 (9区)	課長級・係長級 (2区)
港区、世田谷区(総合支所)	千代田区、中央区、 新宿区、文京区、目黒区、 大田区、杉並区、豊島区、 江戸川区	台東区、品川区、渋谷区、 中野区、北区、荒川区、 板橋区、足立区、葛飾区	江東区(特別出張所・出張所)、世田谷区(まちづくりセンター)

全庁に占めるまちづくりを所管する出先機関の正規職員数の割合の分布は図20となった⁷。特に割合が高かったのは所管事務の多い港区、世田谷区の総合支所でそれぞれ43%、17%であった。

⁷ 会計年度任用職員は就業時間や日数にばらつきがあり単純に比較はできないためここでは除外した。

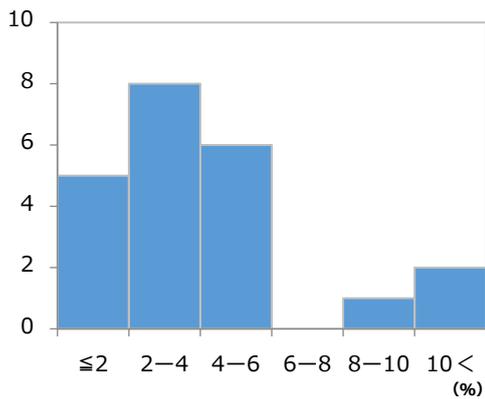


図 20 全庁に占める「まちづくりを担う出先機関」の正規職員数の割合の分布

職層ごとに全庁に占める「まちづくりを担う出先機関」の職員の割合の分布は図 21 のとおりとなった。部長級の職員を配置しているのは港区、世田谷区の総合支所のみであるが、それぞれ全庁の部長級職員の 26% (5 人)、22% (10 人) であった。課長級、係長級、主任・係員の配置についても所掌事務が多い総合支所の 2 区で特に比率が高かった (図 21)。

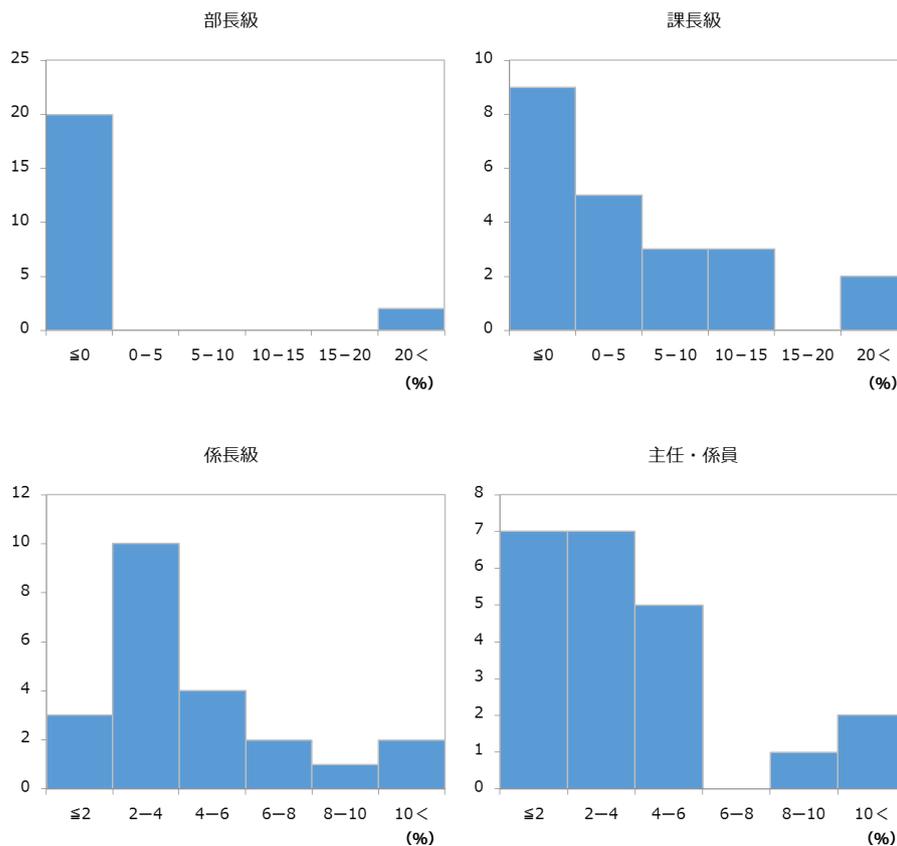


図 21 全庁に占める職送別「まちづくりを担う出先機関」の職員の割合

(オ) まちづくりを担う出先機関の権限

まちづくりを担う出先機関にどのような権限があるのかを尋ねたところ、裁量予算のある区が3区、計画策定が3区となった(表6)。

表6 まちづくりを担う出先機関の権限

独自の裁量予算	区域の計画策定
港区、品川区、世田谷区(総合支所)	港区、大田区(の一部)、世田谷区(まちづくりセンター、総合支所)、

② 町会・自治会

(ア) 組織について

区内の町会・自治会の組織の状況についての質問では、15区ですべての区域で組織されているとの回答であった(表7)。「すべてではないが概ね3/4の区域で組織されている」と回答した区に口頭で確認したところ、多くが大規模なマンション等の開発の結果、その区域に町会・自治会がなくなってしまった、とのことであった⁸。

表7 町会・自治会の組織の状況

区のすべての区域で組織されている	概ね3/4以上の区域で組織されている
千代田区、中央区、文京区、台東区、墨田区、品川区、大田区、世田谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区	港区、新宿区、江東区、目黒区、渋谷区、杉並区、足立区、江戸川区

また各区に存在する町会・自治会は平均195団体で、最も少ないのは目黒区の82団体で、最も多いのは足立区の435団体であった。一方、人口1万人当たりの町会・自治会数の分布では平均5.7団体で、最も少ないのは世田谷区の2.1団体で、最も多いのは千代田区の16.5団体であった。法人化している団体も多く、特別区内の全町会・自治会4429団体のうち認可地縁団体は767、一般社団法人が8団体であった。法人化率の平均は18.4%であるが、区によって大きく状況が異なり、最も高かったのは荒川区の57%であった(図22)。

⁸ 大規模マンションのほかに広大な敷地の寺社や寮等があり、居住者がいるものどこの町会・自治会も対象としておらず、居住者による組織もされてないという区域が存在する、という区、高齢化により一部自治会が解散してしまったという区もあった。

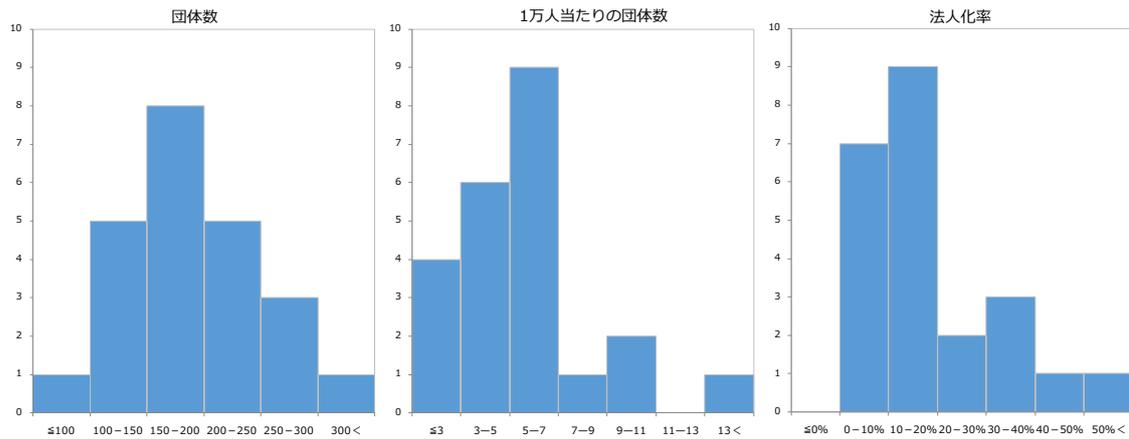


図 22 特別区の町会・自治会の団体数と法人化率の分布

(イ) 加入率について

区内の町会・自治会の加入率について把握していると回答した区は 19 区であり、把握している最新の加入率の平均は 55.3%であった。加入率の分布をみると 35.36-69.8%と区によって大きく異なっていた (図 23)。

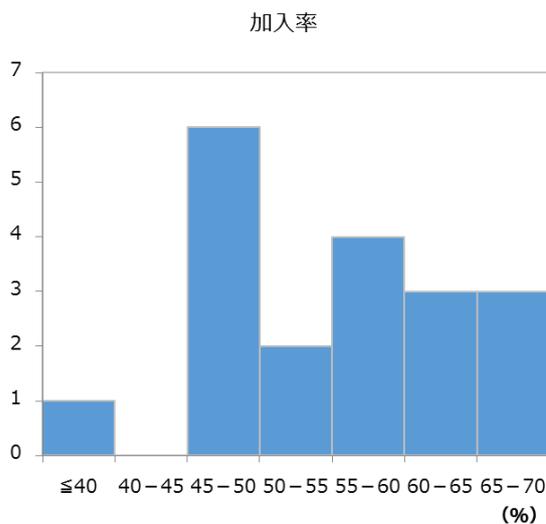


図 23 区で把握している最新の町会・自治会加入率の分布

(ウ) 連合組織について

区を代表する一つの町会・自治会の連合組織は 22 区で組織されていた。区内を区分した地区ごとの連合組織については出先機関の管轄区域と一致している区が多かった。地区の連合組織はあるが、出先機関の管轄区域と一致しないのは、まちづくりを担う出先機関のない墨田区、練馬区のほか、中央区と杉並区の 4 区であった (表 8)。

表 8 区内を区分した地区の連合組織と区の出先機関

地区の連合組織があり出先機関の管轄区域と一致する	千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区
地区の連合組織はあるが出先機関の管轄区域とは一致しない	中央区、墨田区、杉並区、練馬区
一部の地区に連合組織があり、出先機関の管轄区域と一致する	港区
地区の連合組織がない	目黒区、豊島区

(エ) 連携内容

町会・自治会との連携で一番多く実施されていたのは、回覧板への区のチラシの挟み込み、各種協議会や委員などの推薦や選出、国勢調査調査員の推薦のほか、防犯や防災、環境美化に係ることや募金等であった。全国的には行われている区の広報の配布やごみ集積場の管理などで連携している区は少なかった（図 24）。

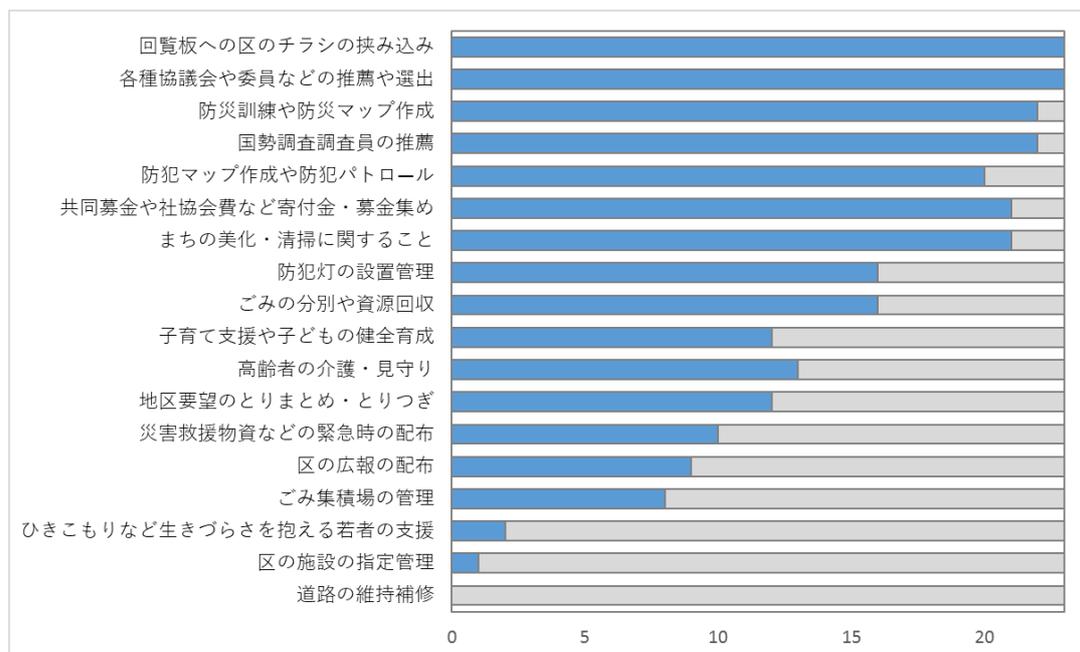


図 24 町会・自治会との連携内容

(オ) 区内町会・自治会の課題

ほとんどの区に共通する「区が把握している町会・自治会の課題」として町会・自治会の役員の高齢化や担い手不足があげられた。自由回答としては大規模マンション等の新しい住民の非加入（3区）があげられた。

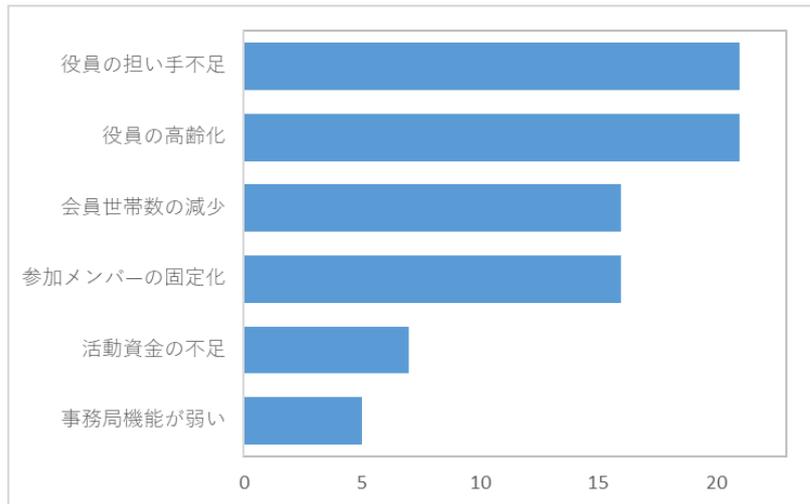


図 25 区で認識している区内町会・自治会の課題

把握している課題のための施策としてはポスター・パンフレットやイベント等の啓発のほか建築業者等への働きかけなどを実施している区が多かった（図 26）。

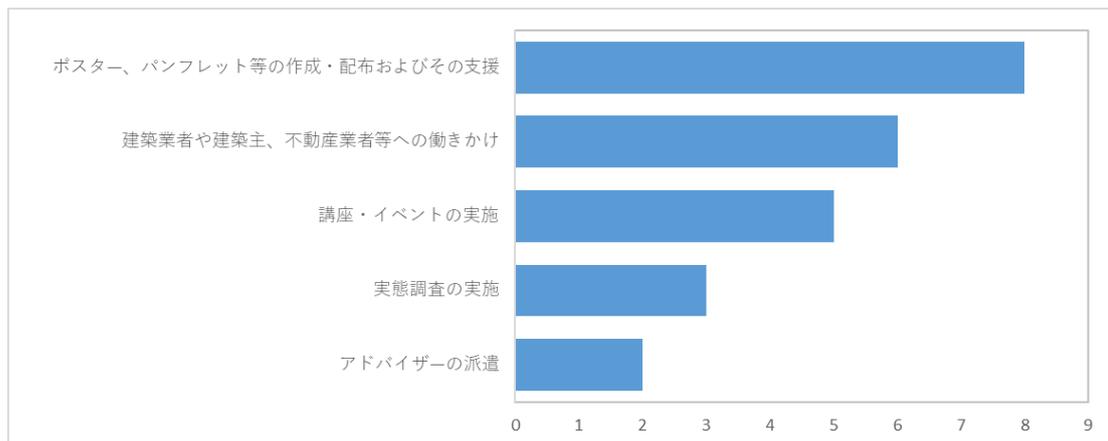


図 26 課題の対策として実施している施策

(カ) 町会・自治会に関する区の制度

町会・自治会への加入を支援する内容の制度があるのは8区あり、このうち条例で定めている区は3区、協定を結んでいる区は4区であった。また20区でマンションや宅地等の開発にあたり、居住者への自治会の組織化や加入促進のために必要な措置等を求める内容の

制度を定めていた。地域活動を行うマンション管理組合を町会・自治会と同様のものとみなす制度を定めているのは2区であった。いずれもないのは世田谷区と杉並区であった（表9）。

表9 町会・自治会に関する区の制度

活性化や加入促進のための制度がある	区が加入を推進するための支援を行うことを定めた条例 品川区、渋谷区、豊島区 加入促進や相互協力、協働についての協定 新宿区、文京区、江東区、中野区
マンションや宅地の開発にあたり事業者に必要な措置を求める制度がある	条例 中央区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、豊島区、北区、荒川区、足立区、江戸川区 事業者への指導要綱 千代田区、板橋区、葛飾区 不動産事業者等との協定 練馬区
地域活動をしている管理組合を町会・自治会と同等とみなす制度	港区、練馬区

③ 地域担当職員制度

地域担当職員制度とは、町会・自治会や協議会型住民自治組織等の地域自治組織の事務や活動に関する相談、行政との連絡や協議について特定の職員を担当者として地域自治組織に対する行政の窓口の役割を担わせる制度を指す。本調査においては、区職員が本務とは別に「兼務」などで地域を担当し、行政と住民の連絡・調整を担ったり、住民のまちづくり活動を支援したりする職員の制度について尋ねたところ、実施しているのは墨田区、世田谷区、豊島区の3区であった（表10）。

同じ地域担当職員制度といっても墨田区、豊島区と世田谷区では制度の設計が大きく異なっていた。例として、世田谷区では管理職のほかに庁内公募の職員や採用3-5年目の職員を配置しているが、墨田区、豊島区では管理職のみを配置している。また、世田谷区では、地域担当職員の配属先を出先機関の管轄範囲である「まちづくりセンターの地区」としているが、墨田区、豊島区では、配属先は出先機関の管轄区域とは一致せず、地区町会の単位であった。

表 10 地域担当職員の実施状況

	墨田区	世田谷区	豊島区
対象職員	管理職 (部長級・課長級)	① 課長級、管理職候補者、公募職員 ② 採用3-5年目	管理職 (課長級)
一か所あたり職員数	部長級 1.0人 課長級 4.6人	課長級 4.9人 係長級 1.0人 主任・係員 14.6人	課長級 1.0人
配属地域数	10 (地区町会)	28 (まちづくりセンターの地区)	12 (地区町会)
主な支援先	個別の町会・自治会	区が委員を委嘱している委員会等	町会・自治会 およびその連合体

従事内容は、採用3-5年目の職員のように若い職員が多い世田谷区ではイベント運営に関わる内容が多いのに対し、管理職で構成される墨田区、豊島区では住民からの相談等の対応、意見交換や地域担当職員からの情報提供等の区政とのパイプ役としての業務に従事していた。

表 11 地域担当職員の従事内容

	墨田区	世田谷区	豊島区
イベント等実施当日の参加	×	○	○
イベントの準備・片付けなどの作業に参加	×	○	×
実施後の反省会に参加	×	○	×
イベントの企画や運営への助言	×	○	×
イベント以外のまちづくり事業の企画立案の支援	×	○	×
会議・打ち合わせに出席(職員のものものを除く)	×	○	○
地区の計画等の策定支援	×	×	×
住民からの相談等の対応、意見交換	×	×	○
地域担当職員からの施策や事業に関する情報提供	×	×	○

※その他：上記項目を含め状況により対応(墨田区)

地域担当職員制度の成果としては、「地域との信頼関係が高まった」については共通していた。世田谷区では「活動が活発に実施できるようになった」、「地域の意向や要望が把握しやすくなった」、「参加している職員のコミュニケーション能力が高まった」と回答しているのに対し、墨田区と豊島区では「地域の課題解決に役立った」、「行政施策や事業内容をわかりやすく説明できる機会がふえた」と回答している(表12)。

表 12 地域担当職員制度の成果

	墨田区	世田谷区	豊島区
まちづくり活動がより活発に実施できるようになった	×	○	×
地域の課題解決に役立った	○	×	○
地域との信頼関係が高まった	○	○	○
地域の意向や要望が把握しやすくなった	○	○	×
行政施策や事業内容をわかりやすく説明できる機会がふえた	○	×	○
参加している職員のコミュニケーション能力が高まった	×	○	×

これらの差については、出先機関では地域のまちづくりを管轄しない墨田区や区民事務所2か所と本庁でまちづくりを分担している豊島区では、世田谷区ではまちづくりセンターが担っている地域のパイプ役を担うために地域担当職員制度を実施しているためであることが考えられる。このことは従事している業務内容とも一致している。

地域担当職員制度の課題としては「本務が忙しく事業への参加が難しい職員が多い」、という回答が2区であげられた（表 13）。

表 13 地域担当職員制度の課題

	墨田区	世田谷区	豊島区
本務が忙しく、事業への参加が難しい職員が多い	×	○	○
地域担当職員の業務が負担となり、本務へ支障がでている	×	×	×
地域住民の要望等の聞き役となってしまう、疲弊している	×	×	×
地域担当職員の参加をセッティングする現場職員の負担となっている	×	×	×
イベントのスタッフ等実働の要素が強く、まちの人との協働につながらない	×	×	×

※その他：時間的制約から限られた対応しかできていない（墨田区）

④ 協議会型住民自治組織

ここで言う協議会型住民自治組織とは区内のある一定の区域を対象として、町会・自治会や、ボランティア団体、NPO、学校、PTA、企業など多様な主体による地域課題解決のための組織（協議会、連絡会等）を指す。平成26（2014）年の調査においては、全国的に各区において、回答のあった507自治体のうち半数で協議会型住民自治組織があると回答しており、そのうちの半数で自治体の区域全体に設立されていると回答していた⁹（柳沢 2014）。今回の調査においては、協議会型住民自治組織があると回答した区が11区あり、その内訳は表14の通りであった。このうち、港区と豊島区では条例での設置となっていた。

⁹ この調査へ回答した特別区は3区のみのため、特別区の年代による比較はできない。

は表 14 の通りであった。このうち、港区と豊島区では条例での設置となっていた。

表 14 協議会型住民自治組織の設立状況

区全体を区分し、すべての区域に存在		一部の地域に存在
出先機関の管轄区域と一致	小学校区と一致	
港区（総合支所）	目黒区、豊島区	墨田区、江東区、北区
品川区（地域センター）		
世田谷区（まちづくりセンター）		
中野区（区民活動センター）		
杉並区（地域区民センター）		
板橋区（地域センター）		

協議会型住民自治組織の設立は、「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」、という回答が最も多く、「地域の多様な意見を集約し、区政に反映させるため」、「地縁型住民自治組織の活動を補完し、地域の活性化を図るため」という回答が続いた。地域住民から地域活動を活発にしたいという要望があったとの回答は1区のみであった(図 27)。協議会型住民自治組織に求めるものが地域コミュニティ活動や町会・自治会の補完といった「協働」的な内容と、地域の意見を集約するという「参加」的な内容であることが伺える。

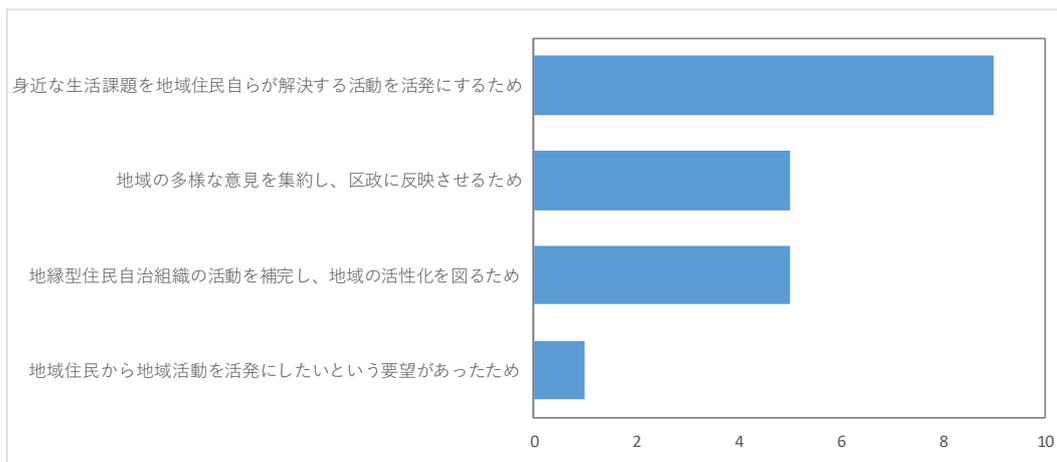


図 27 協議会型住民自治組織設立の目的

成果については11区中9区で「概ね達成されている」と回答があり、「その他」と回答した2区では協議会型住民自治組織ごとで差があるためとの回答であった(図 28)。

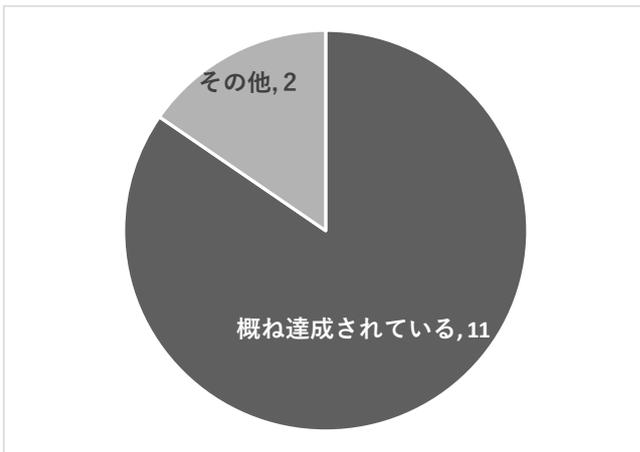


図 28 協議会型住民自治組織の成果

また住民にとってのメリットについては「地域の自主的な取組みが推進された」の回答が最も多かった。ほかにも、町会・自治会非会員とのつながりや、新たな担い手の確保につながっているとの回答も見られた（図 29）。

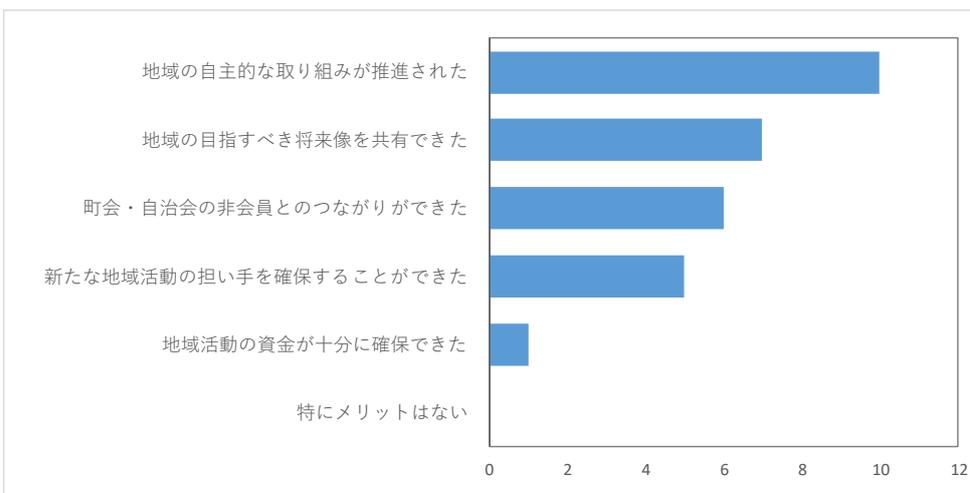


図 29 住民にとっての協議会型住民自治組織のメリット

実際にどのような活動を行っているかを尋ねたところ「地域の防災活動」が最も多く、「地域のまちづくりへの参加」「行政からの連絡事項の伝達」「地域の防犯活動」と続いた。これらの内容は町会・自治会との連携内容とも一致する部分があり、地縁型住民自治組織の活動の補完を設立の目的に挙げているということもあると思われる（図 30）。

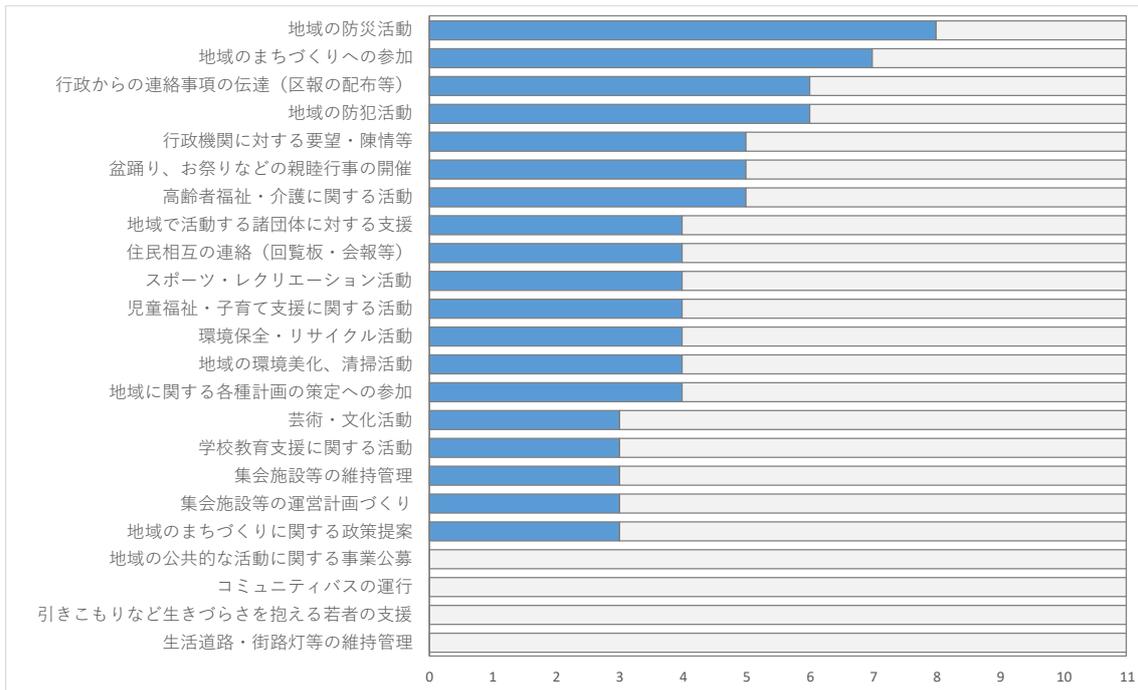


図 30 協議会型住民自治組織の活動内容

協議会型住民自治組織の構成員の内容を尋ねたところ、すべての区が回答したのが「町会・自治会やその連合組織」であった。「商店街・商店会」や「小中学校のPTA」、「民生委員・児童委員」などが続き、地縁による団体の参加が中心となっていた（図 31）。その他には「地元の建築専門家団体」や「避難所の施設長」、「施設の利用者」、「区民ならだれでも」などがあげられた。

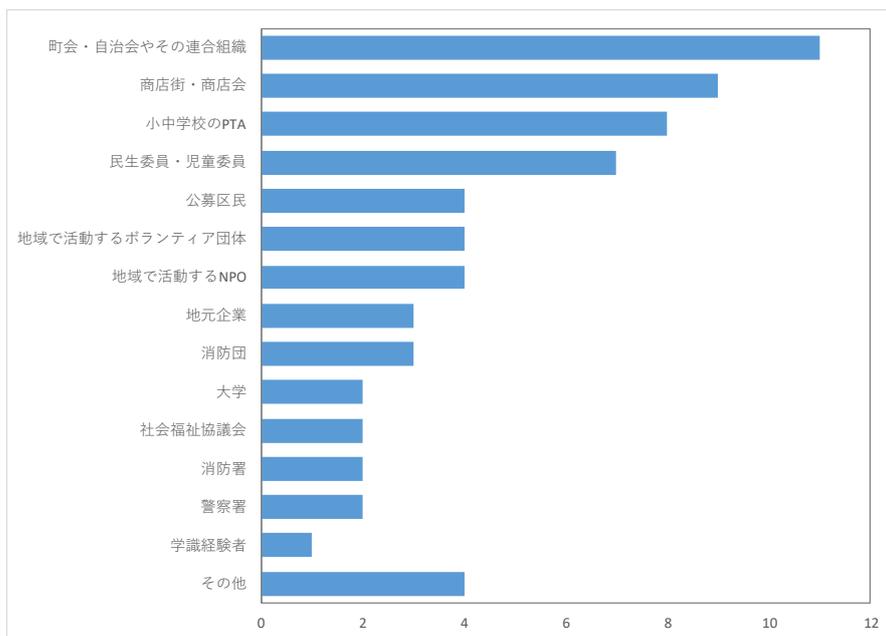


図 31 協議会型住民自治組織に参加している団体または個人

協議会型住民自治組織の持つ権限については図 32 にまとめた。「特に権限を有していない」の回答が最も多く、次いで「区から交付された助成金等の使途の決定権」となっていた。「当該地域での公共的サービスの実施や方法に関する決定権」については豊島区、「当該地域の意見を集約して区に提案する権限」は世田谷区のみであった。「当該地域にかかる区の前算を提案する権限」を付与している区はなく、設立の目的として「協働」や「参加的」な内容をあげているものの、政策への関与が可能な協議会型住民自治組織はまだ少ないといえる。

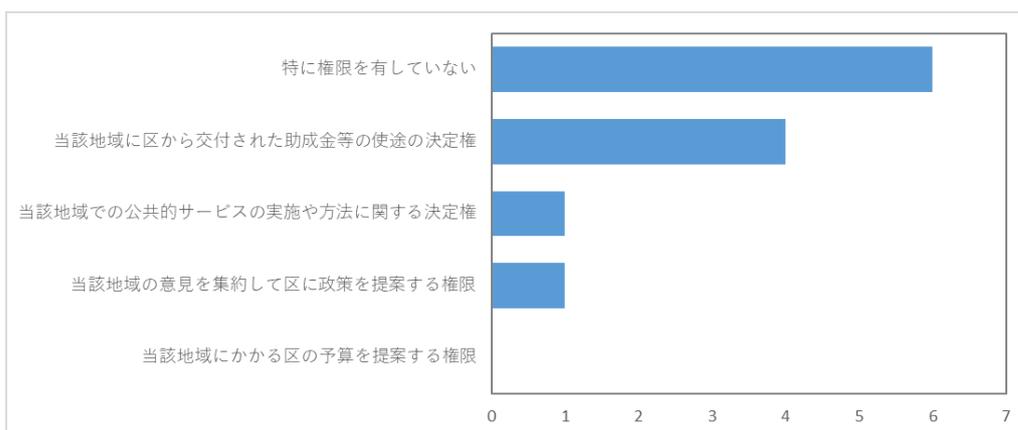


図 32 協議会型住民自治組織の有する権限

協議会型住民自治組織の課題について尋ねたところ、「参加メンバーの固定化」と「役員の高齢化」が最も多く、次いで「役員の担い手不足」の回答が多かった（図 33）。これは町

会・自治会の課題として区が把握している項目（図 25）とも一致しており、構成メンバーを尋ねる項目ですべての区が町会・自治会をあげていたことと関連があるといえる。また課題の解決策（自由記述）において町会・自治会の課題解決をあげている区が2区あったことから関連があるといえるだろう。

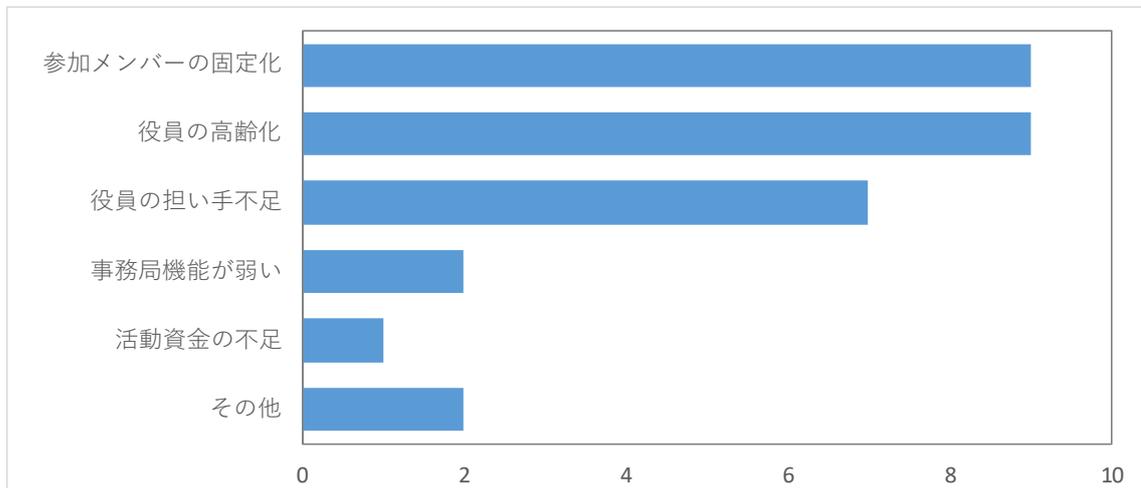


図 33 協議会型住民自治組織の課題

4. まとめ

4.1 地区まちづくりセンターと地域コミュニティとのかかわり

専門的な業務は総合支所にミニ区役所として分散する（2区）、窓口サービスは利用に便利な場所で行う（8区）、まちづくりを主な役割として一部の窓口サービスを行う出先機関がある（2区）とそれぞれについては複数の区で実施されているが、地域行政の三層構造を取る区は見られず、世田谷区の特徴であることが確認できた。世田谷区ではまちづくりセンターを核とした地区でのコミュニティの活性化を図るための施策を行ってきており、多くの主体とのかかわりを持つようになってきているが、町会・自治会とのかかわりが密接であることが確認できた。

町会・自治会が持つ性質については中田が①一定の地域区画を持ち、その区画が相互に重なり合わない②世帯を単位として構成される③原則として全世帯加入の考え方に立つ④地域の諸問題に包括的に関与する⑤それらの結果として行政や外部の第三者に対して地域を代表する組織となる（2017）と述べているほか、日高も

個別レベルで見れば地理的範囲の地縁社会において近隣関係を基礎とした全世帯を構成員とする建前で独占的に組織されている任意の住民自治組織であり、総体レベルで見れば、全国ほぼすべての基礎的自治体の管轄区域内にそれらが重複なく網羅的に組織され、当該自治体と一定の相互依存（もしくは協働）関係を有する非公式の地方自治シス

テムである。

と定義している（2018）。

「身近なまちづくり協議会」等、各種協議会的組織においても、そのメンバーの出身団体は多くが町会・自治会出身であった。まちづくりセンターの所長との意見交換では、町会・自治会との連携が多い理由について、他のチャンネルを持っていないという意見のほか、代表性に疑問を持たれにくい、ここまで地域のことに尽力してくれる団体はない、区域内の課題であれば連携を断られることは基本的になく連携しやすい、といった意見も出ていた。町会・自治会がその性質から、実態として貴重な社会的資源となっていることは間違いなさだろう。

一方で町会・自治会の活動については区の町会・自治会の担当課においても役員の高齢化やなり手不足、参加メンバーの固定化などが課題であると把握している状況である。このため区では側方から支援をしてはいるが、実態として加入率は低下しており、今後特別区の他の地域で起きているように新住民の非加入や一部の町会・自治会の解散なども起こらないとは言い切れない。このため今回調査した特別区においては、21区で行政が町会・自治会を支援するための制度により対策を講じている。法的問題が指摘されているような、加入を区民に義務付けるような内容のもの（釘持 2016）はなく、区にとっての町会・自治会の位置づけをはっきりさせるための条例や、住宅開発等の事業者に加入促進のための措置を求める内容の制度となっていた。世田谷区では平成 25（2013）年に（仮称）世田谷区町会・自治会への加入促進及び地域社会の活性化を進める条例」の制定を見送ったこともあり、特に目立った支援を行っていない。世田谷区の現状を踏まえて、貴重な社会的資源であり地区で活躍する多様な主体の一つとして、町会・自治会を支援することも含めたいろいろな施策を考えていく必要があるだろう。

4.2 協議会型住民自治組織

協議会型住民自治組織については、23区身近なまちづくり推進協議会をはじめとする協議会型住民自治組織は、もともと住民の自主的な活動により地域課題を解決するための制度として創設されている。しかしまちづくりセンター所長との意見交換の場で、委員の選定で町会・自治会からの推薦が多いようだが、実態として先方から希望して委員になっているのか、まちづくりセンターから依頼して委員を出していただいているのかを聞いたところ、多くの地区で任期ごとのまちづくりセンターからの呼びかけに応じて推薦していただいているとのことであった。書面調査での協議会の状況は、資金や活動場所には問題はなく、活動は盛んである反面、担い手の高齢化や固定化、事務局の負担が大きいなどが課題となることが示唆された。この結果については活動が大変だと参加者が少なくなってしまうため、まちづくりセンターの創意工夫で乗り切っていることもあるように見受けられる。

また、「パッケージの中での裁量しかないので、昨年度と同じような事業を少しずつ改善していくことはできるが、まったく新しい課題に取り組むことは難しい」という意見も出て

いた。協議会それぞれに目的に沿った活動への補助金や委託料が出ており、使途が細かく決められているため、注力したい課題への流用は認められず、毎年同じような事業のなかで改善をおこなうしかない、ということであろう。課題は地区により異なっており、どこに注力するかは地区で決められる仕組みや、補助金や委託料、交付金だけでなく、独自の財源を持つことを検討する必要があるだろう。

玉野(2011)は地方分権改革を背景とした住民と行政の協力＝パートナーシップという意味でのコミュニティ政策について以下のように述べている。

行政サービスそのもののあり方を検討すると同時に、住民側にも直接公的なサービスを担うことが求められるわけである。ある程度予算措置が確定している事業への単なる協力や参加ではなく、事業自体の見直しや住民活動によるそれらの肩代わりにも関与することになる。それはまさに政策的な意思決定と合意の調達を含めた自治の営みそのものと言ってよいだろう。この点で行政はこれまで手放したことのない政策決定に関するイニシアティブを、ある程度住民にゆだねざるをえなくなったのである。

(仮称)地域行政推進条例では、多様な主体が地域課題の解決を図り、様々な区民が地域の担い手として一層かかわっていく地域社会を目指そうとしている。「多様な主体」との連携はこれまでも目指してきたことである。NPO・ボランティア団体等は地域にかかわりなくミッションに基づき行動することから、地域に根付いて活動するコミュニティとは連携がとりづらいかもしいないが、得意とする分野が一致すれば連携が可能であるともいえる。今回の調査で地区により状況は異なるようだが、地域福祉・保健などまちづくりセンターで行う事業がある分野については比較的多様な主体とのかかわりがあることが示唆されている。自発的に「多様な主体」が交流を進めるのは難しく、むしろ適度な行政の介入が必要であることが予想される。現在、人材・団体の紹介などに注力できているまちづくりセンターは少なく、拡充したい(なんらかの事情でできていない)業務に広聴や連携、まちづくりの企画に関する業務をあげている所長が多い。まちづくりセンターを核にまちづくりを担う区民の多様化を進めるためには、体制についても検討が必要であろう。

4.3 地区まちづくり担当職員制度・地区まちづくり支援職員制度について

特別区で地域担当職員制度を実施しているのは世田谷区のほかに2区あったが、いずれも管理職を対象としており、身近な地域のまちづくりを担う出先機関を持たない区で、区民と行政のパイプ役を期待する制度であった。世田谷区では、まちづくりセンターが区民とのパイプ役となっているため、むしろイベント実施におけるマンパワーを期待する制度となっている。

一方で、制度の課題として、本務が忙しいために参加できない職員がいることが挙げられている。主な従事内容であるイベントは通常休日出勤となり、平日に代休を取る必要が出てくる。所属の理解が得づらいこともあるだろう。配属はされても実際の出席は本人の裁量に

任せられており、すべてに出席をする職員は多くはない。さらに管理職は忙しく、参加を依頼しにくい状況も見えてきている。

地区まちづくり担当職員については自由記述の中に、地区担当同士の交流のメリット（横のつながりができる、自分の上司以外の管理職との関係ができる）や区民との協働の場を経験することによる成長の場となることなどもあげられていた。マンパワーを求めるだけであれば、イベント実施を業務委託する方が効率的であろうが、職員が実施することに意味があるのはこの部分であろう。以前、採用2年目の職員向けに「地域を知る」という研修が行われていたが、これに倣い、「地区を知る」、あるいは横のつながりを作る、また地区の人との協働を実践することでコミュニケーション能力を磨くことができる人材育成の機会ととらえることで、所属の理解も得やすく、重荷にならずに参加することができるのではないか。地区まちづくり支援職員にとっても、人材育成場ととらえれば、普段接している部下とは異なる若い職員を育成することも目的の一つとなり、協働の実践や区民との関係づくりと合わせて、自身の成長の場としてもよい機会と捉えられるのではないだろうか。

4.4 最後に

世田谷区では地域行政制度を中心とした独自の身近な地域でのコミュニティを支援する施策を行っており、新しいことを考えるためには、まず足元をよく見る必要がある。今回は、行政への書面調査を行い、地域コミュニティについて行政の側がどのように受け止め、考えているのかを垣間見る内容となった。実際に区民がどのようなコミュニティ支援を望んでいるのか、別途確認していく必要があると思われる。

〔文献〕

- 日高昭夫. 2018. 『基礎的自治体と町内会自治会——「行政協力制度」の歴史・現状・行方——』. 春風社.
- 一般財団法人地方自治研究機構. 2017. 『地域担当職員制度に関する調査研究』.
- 加瀬沢美. 2018. 「データで見る世田谷 働き手と働く場」『せたがや自治政策』 .11: 139-172.
- 釘持麻衣. 2016. 「自治会加入促進条例の法的考察」『都市とガバナンス』 26: 136-147.
- 公益財団法人日本都市センター編. 2016. 『都市内分権の未来を創る —全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察—』.
- 公益財団法人特別区協議会 特別区制度研究会. 2014. 『特別区制度研究会報告書』
- 三浦正士. 2016. 「ポスト合併時代の都市内分権——アンケート調査結果からの考察——」 『都市内分権の未来を創る——全国市区アンケート・事例調査を踏まえた多角的考察——』, 公益財団法人日本都市センター, 55-101.
- 中田実. 2017. 『新版 地域分権時代の町内会・自治会』自治体研究社.
- 大杉覚. 2009. 「大都市における都市内分権と地域機関——特別区における総合支所と自治・協働の推進——」『都市社会研究』 1: 14-31.

- 世田谷区. 1978. 『世田谷区基本構想』
- . 2002. 『地区まちづくりの現況と課題に関する報告書』
- . 2004. 『新たな地域行政の推進（中間報告）』
- . 2008. 『出張所改革 評価・検証』
- . 2010. 『世田谷区地域活性化に向けた指針』
- . 2020. 『世田谷区区政概要 2020』
- 世田谷区地域行政検討プロジェクトチーム. 1981. 『世田谷区地域行政検討プロジェクトチーム
報告書 第1部地域行政のあり方』
- 世田谷区地域調整室調整課. 1993. 『世田谷まちづくりの記録4 地域行政のあゆみ』
- 世田谷区生活文化部市民活動推進課. 2005. 『平成17年度地域コミュニティ活性化支援事業募集
要領』
- 世田谷区出張所機能検討委員会. 1988. 『今後の望ましい出張所像をもとめて—出張所機能検討
委員会最終報告—』
- 志村順一. 2017. 「世田谷の地域特性の析出」『せたがや自治政策』10: 95-113.
- 玉野和志. 2011. 「わが国のコミュニティ政策の流れ」中川幾郎編『コミュニティ再生のための
地域自治のしくみと実践』, 8-18. 学芸出版社.
- 東京都世田谷区. 1971. 『世田谷区総合計画《基本計画》 緑と太陽の文化都市をめざして』
- . 1976. 『世田谷近・現代史』
- 柳沢盛仁. 2014. 「都市自治体における地域コミュニティと関係施策の実態——アンケート調査
の分析から——」公益財団法人日本都市センター編『地域コミュニティと行政の新しい
関係づくり』161-260.

資料編

1. まちづくりセンター所長への調査結果	84
2. まちづくりセンター所長への追加調査結果	101
3. 特別区への調査結果	108

1. まちづくりセンター所長への調査結果

問1. 名称を選択してください

まちづくりセンター

問2. 職員数を職位ごとに記入してください。

主任	23	人					
係員	63	人					
出張所嘱託員A	34	人	B	11	人		
その他職員	0	人	C	30	人		
					事務嘱託員	9	人

問3. かかわりのある団体や施設をすべて選んでください。

1 町会・自治会	100%	12 NPO	61%	22 保育園・幼稚園	54%
2 地域の絆活性化事業	96%	13 高齢者クラブ	82%	23 区立小・中学校	96%
補助金交付団体		14 せたがや生涯現役ネットワーク	0%	24 高校	46%
3 社会福祉協議会	100%	15 総合型地域スポーツ・文化クラブ	29%	25 大学	54%
4 日赤奉仕団	100%	16 あんしんすこやかセンター	100%	26 図書館	36%
5 消防団	93%	17 世田谷トラストまちづくり	61%	27 企業	36%
6 商店街	96%	18 シルバー人材センター	32%	28 高齢者施設	43%
7 民生・児童委員協議会	100%	19 ボランティア協会	79%	29 障害者施設	46%
8 防犯協会	29%	20 子育て支援団体	50%	30 医療・介護事業者	64%
9 交通安全協会	29%	21 児童館	96%	31 街づくり協議会	25%
10 小中学校のPTA	96%			32 中間支援組織	7%
11 サロン・ミニディ	68%			33 その他	25%

少年野球チーム、地域で活動する一社、農家の団体など

問4-1. 町会・自治会とどの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	93%
2. かかわりがある	7%
3. あまりかかわりはない→問5-1へ	0
4. かかわりはない→問5-1へ	0

問4-2. 町会・自治会とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない
相談を受けている、意見交換を行っている	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%
区政への要望・陳情等を受けている	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	75.0%	21.4%	3.6%	0.0%
事務局機能など実務への支援を行っている	35.7%	32.1%	21.4%	10.7%
人材・団体等を紹介している	7.1%	50.0%	32.1%	10.7%
地区内の情報を共有している	92.9%	7.1%	0.0%	0.0%
町会・自治会が実施する事業に参加・協力をしている	78.6%	21.4%	0.0%	0.0%
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に町会・自治会が参加・協力している	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

問4-3. 以下に挙げる分野の活動について、町会・自治会とどの程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない
地域福祉・保健	46%	46%	4%	0%
子ども・子育て	32%	36%	25%	4%
若者支援	25%	46%	14%	11%
防犯・防災	89%	7%	0%	0%
美化・清掃、環境保全	68%	29%	0%	0%
情報発信・情報共有	79%	14%	0%	4%
まちづくり活動の目標づくり等	57%	29%	7%	4%
地域・地区イベント (お祭り等)	82%	14%	0%	0%

問4-4. 管内の町会・自治会の運営状況について、把握されている内容にあてはまる団体数を記入してください。

概ね無理なく運営されている	163	団体
組織的な運営に支障が生じ始めている	26	団体
組織的な運営にかなり支障が生じている	5	団体
運営が困難となっている	1	団体

問5-1. 地区社会福祉協議会とどの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	86%
2. かかわりがある	14%
3. あまりかかわりはない→問6-1へ	0%
4. かかわりはない→問6-1へ	0%

問5-2. 地区社会福祉協議会とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない	無回答
相談を受けている、意見交換を行っている	86%	11%	0%	0%	1
区政への要望・陳情等を受けている	14%	39%	36%	7%	1
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	75%	21%	0%	0%	1
事務局機能など実務への支援を行っている	39%	18%	14%	25%	1
人材・団体等を紹介している	7%	50%	32%	7%	1
地区内の情報を共有している	46%	43%	0%	7%	1
地区社会福祉協議会が実施する事業に参加・協力をしている	68%	25%	4%	0%	1
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に地区社会福祉協議会が参加・協力している	39%	46%	11%	0%	1

問5-3. 以下に挙げる分野の活動について、地区社会福祉協議会とどの程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない
地域福祉・保健	89%	11%	0%	0%
子ども・子育て	54%	25%	18%	4%
若者支援	25%	25%	32%	18%
防犯・防災	11%	39%	36%	14%
美化・清掃、環境保全	4%	32%	43%	21%
情報発信・情報共有	82%	14%	0%	4%
まちづくり活動の目標づくり等	36%	32%	21%	11%
地域・地区イベント (お祭り等)	39%	50%	7%	4%

問6-1. 民生・児童委員協議会とどの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	68%
2. かかわりがある	29%
3. あまりかかわりはない→問7-1へ	4%
4. かかわりはない→問7-1へ	0%

問6-2. 民生・児童委員協議会とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない	無回答
相談を受けている、意見交換を行っている	48%	44%	7%	0%	
区政への要望・陳情等を受けている	15%	52%	30%	4%	
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	63%	37%	0%	0%	
事務局機能など実務への支援を行っている	7%	30%	33%	26%	1
人材・団体等を紹介している	7%	37%	44%	11%	
地区内の情報を共有している	44%	52%	4%	0%	
民生・児童委員協議会が実施する事業に参加・協力をしている	59%	33%	7%	0%	
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に民生・児童委員協議会が参加・協力している	48%	44%	7%	0%	

問6-3. 以下に挙げる分野の活動について、民生・児童委員協議会との程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない	無回答
地域福祉・保健	85%	11%	4%	0%	
子ども・子育て	56%	19%	19%	7%	
若者支援	33%	26%	26%	15%	
防犯・防災	11%	56%	22%	11%	
美化・清掃、環境保全	4%	26%	48%	22%	
情報発信・情報共有	41%	52%	7%	0%	
まちづくり活動の目標づくり等	19%	48%	22%	7%	
地域・地区イベント (お祭り等)	48%	37%	7%	7%	

問7-1. 日赤奉仕団との程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	93%
2. かかわりがある	7%
3. あまりかかわりはない→問8-1へ	0%
4. かかわりはない→問8-1へ	0%

問7-2. 日赤奉仕団とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない	無回答
相談を受けている、意見交換を行っている	71%	25%	4%	0%	
区政への要望・陳情等を受けている	21%	54%	18%	7%	
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	71%	21%	7%	0%	
事務局機能など実務への支援を行っている	86%	14%	0%	0%	
人材・団体等を紹介している	7%	29%	50%	11%	
地区内の情報を共有している	68%	32%	0%	0%	
日赤奉仕団が実施する事業に参加・協力をしている	82%	18%	0%	0%	
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に日赤奉仕団が参加・協力している	50%	43%	4%	4%	

問7-3. 以下に挙げる分野の活動について、日赤奉仕団との程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない
地域福祉・保健	61%	21%	11%	7%
子ども・子育て	18%	21%	36%	25%
若者支援	14%	18%	39%	29%
防犯・防災	29%	50%	4%	18%
美化・清掃、環境保全	4%	14%	54%	29%
情報発信・情報共有	46%	43%	7%	4%
まちづくり活動の目標づくり等	21%	46%	18%	14%
地域・地区イベント (お祭り等)	46%	46%	0%	7%

問8-1. 消防団との程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	29%
2. かかわりがある	50%
3. あまりかかわりはない→問9-1へ	11%
4. かかわりはない→問9-1へ	7%

問8-2. 消防団とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない
相談を受けている、意見交換を行っている	7%	54%	18%	4%
区政への要望・陳情等を受けている	4%	25%	43%	11%
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	18%	21%	21%	21%
事務局機能など実務への支援を行っている	0%	4%	29%	46%
人材・団体等を紹介している	0%	7%	46%	25%
地区内の情報を共有している	11%	39%	21%	7%
消防団が実施する事業に参加・協力している	7%	46%	29%	0%
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に消防団が参加・協力している	25%	54%	4%	0%

問8-3. 以下に挙げる分野の活動について、消防団とどの程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない
地域福祉・保健	4%	7%	39%	32%
子ども・子育て	4%	14%	29%	36%
若者支援	4%	11%	29%	39%
防犯・防災	64%	18%	0%	0%
美化・清掃、環境保全	4%	11%	29%	39%
情報発信・情報共有	14%	46%	11%	11%
まちづくり活動の目標づくり等	7%	36%	25%	11%
地域・地区イベント (お祭り等)	32%	39%	0%	11%

問9-1. 商店街・商店会とどの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	39%
2. かかわりがある	43%
3. あまりかかわりはない→問10-1へ	14%
4. かかわりはない→問10-1へ	0%

問9-2. 商店街・商店会とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない	無回答
相談を受けている、意見交換を行っている	21%	54%	13%	13%	
区政への要望・陳情等を受けている	13%	42%	29%	17%	
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	29%	33%	17%	21%	
事務局機能など実務への支援を行っている	0%	17%	25%	58%	
人材・団体等を紹介している	0%	25%	38%	38%	
地区内の情報を共有している	17%	63%	8%	13%	
商店街・商店会が実施する事業に参加・協力している	38%	42%	13%	8%	
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に商店街・商店会が参加・協力している	17%	75%	0%	8%	

問9-3. 以下に挙げる分野の活動について、商店街・商店会との程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない	無回答
地域福祉・保健	4%	33%	33%	25%	1
子ども・子育て	0%	25%	38%	33%	1
若者支援	0%	33%	25%	42%	
防犯・防災	33%	50%	4%	13%	
美化・清掃・環境保全	21%	54%	13%	13%	
情報発信・情報共有	13%	63%	13%	4%	1
まちづくり活動の目標づくり等	13%	63%	13%	4%	1
地域・地区イベント (お祭り等)	46%	50%	0%	4%	

問10-1. 小中学校PTAとの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	32%
2. かかわりがある	68%
3. あまりかかわりはない→問11-1へ	0%
4. かかわりはない→問11-1へ	0%

問10-2. 小中学校のPTAとどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない	無回答
相談を受けている、意見交換を行っている	11%	61%	21%	7%	
区政への要望・陳情等を受けている	7%	25%	54%	14%	
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	4%	25%	32%	39%	
事務局機能など実務への支援を行っている	0%	4%	25%	68%	1
人材・団体等を紹介している	0%	14%	43%	32%	
地区内の情報を共有している	46%	43%	0%	7%	
小中学校のPTAが実施する事業に参加・協力している	14%	68%	11%	7%	
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業に小中学校のPTAが参加・協力している	54%	39%	0%	4%	

問10-3. 以下に挙げる分野の活動について、小中学校のPTAとの程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない
地域福祉・保健	7%	39%	32%	21%
子ども・子育て	57%	29%	11%	4%
若者支援	21%	46%	25%	7%
防犯・防災	43%	46%	7%	0%
美化・清掃、環境保全	11%	39%	36%	11%
情報発信・情報共有	7%	61%	18%	11%
まちづくり活動の目標づくり等	7%	29%	46%	14%
地域・地区イベント (お祭り等)	39%	43%	11%	7%

1
1
1
1

問11-1. サロン・ミニデイとどの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

1. 密接なかかわりがある	18%
2. かかわりがある	36%
3. あまりかかわりはない→問12へ	36%
4. かかわりはない→問12へ	11%

問11-2. サロン・ミニデイとどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

n=15

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない
相談を受けている、意見交換を行っている	20%	60%	20%	13%
区政への要望・陳情等を受けている	20%	13%	60%	20%
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	40%	33%	13%	27%
事務局機能など実務への支援を行っている	0%	27%	27%	60%
人材・団体等を紹介している	0%	20%	47%	47%
地区内の情報を共有している	13%	67%	13%	13%
サロン・ミニデイが実施する事業に参加・協力をしている	33%	60%	13%	7%
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業にサロン・ミニデイが参加・協力している	7%	60%	20%	20%

無回答
1
1

問11-3. 以下に挙げる分野の活動について、サロン・ミニデイとの程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

n=15

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない
地域福祉・保健	47%	40%	20%	7%
子ども・子育て	7%	47%	27%	33%
若者支援	0%	13%	53%	47%
防犯・防災	0%	47%	27%	40%
美化・清掃、環境保全	0%	7%	60%	47%
情報発信・情報共有	13%	60%	27%	13%
まちづくり活動の目標づくり等	7%	20%	47%	40%
地域・地区イベント (お祭り等)	0%	67%	20%	27%

問12. かかわりを持っているNPO・ボランティア団体はありますか

はい	75%	いいえ	25%
----	-----	-----	-----

「はい」を選んだ場合は以下には答えず、問13に進んでください

問12-1. NPO・ボランティア団体とかかわりを持っていない理由は何ですか。次の中から当てはまるものを一つ選んでください。

n=21

1. かかわりを持つ機会がない	43%	
2. ふさわしい事業がない	43%	
3. まちづくりセンターと活動したいと考えるNPO・ボランティア団体がいない		0
4. 地域で活動するNPO・ボランティア団体に関する情報を持っていない		14%
5. その他 ()		

問12-2. NPO・ボランティア団体とかかわりを持っていない理由は何ですか。次の中から当てはまるものを一つ選んでください。

n=7

1. 必要があるので連携していきたい	0%
2. 必要性はあるが連携は難しい	43%
3. 必要性を感じない	43%
4. その他 ()	まちの人のためになるならよろこんで 29%

問13-1. かかわりを持っているNPO・ボランティア団体は概ね何団体ありますか。

合計 64 団体

問13-2. NPO・ボランティア団体とどの程度のかかわりがありますか。当てはまる選択肢1つをえらんでください。

n=7

1. 密接なかかわりがある	33%
2. かかわりがある	67%

問13-3. NPO・ボランティア団体とどのようなかかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	頻繁に行っている	たまに行っている	ほとんど行っていない	行っていない	無回答
相談を受けている、意見交換を行っている	19%	52%	10%	19%	
区政への要望・陳情等を受けている	5%	38%	33%	24%	
区民活動フロア等会議室の貸し出し・確保を行っている	24%	29%	14%	33%	
事務局機能など実務への支援を行っている	19%	10%	14%	57%	
人材・団体等を紹介している	5%	14%	52%	29%	
地区内の情報を共有している	29%	48%	5%	19%	
NPO・ボランティア団体が実施する事業に参加・協力をしている	33%	33%	5%	29%	
まちづくりセンターが事務局を担う団体の事業にNPO・ボランティア団体が参加・協力している	10%	52%	29%	10%	

問13-4. 以下に挙げる分野の活動について、NPO・ボランティア団体とどの程度かかわりがありますか。それぞれについて、あてはまる選択肢をひとつ選んでください。

	密接なかかわりがある	かかわりがある	あまりかかわりはない	かかわりはない	無回答
地域福祉・保健	19%	24%	29%	24%	1
子ども・子育て	24%	24%	19%	33%	
若者支援	10%	14%	33%	38%	1
防犯・防災	10%	48%	14%	29%	
美化・清掃・環境保全	10%	38%	19%	33%	
情報発信・情報共有	10%	52%	14%	24%	
まちづくり活動の目標づくり等	5%	48%	19%	29%	
地域・地区イベント (お祭り等)	29%	33%	24%	14%	

問14-1. 町会・自治会以外の地域の絆事業補助金交付団体、教育機関、企業、街づくり協議会、中間支援組織のなかで、特に密接に連携している団体等がありますか。

はい

いいえ

密接に連携している順番に3つまでについて1団体ずつ下記の設問にお答えください。

問14-2. かかわりのある団体の名称を教えてください

区立小学校、区立中学校、大学、まちづくり協議会、地域経営に類する団体、スポーツ団体、安全安心に関する活動団体、花壇管理や清掃活動の団体、小学校おやじの会、郷土の歴史や文化に関する活動団体、地域障害者支援センター、お祭り等の実行委員会、一般財団法人 世田谷トラストまちづくりなど

まちづくりセンターと区が設置している協議会等との関わり方についてお聞きします

問15. 以下に挙げる協議会等について、どのように委員候補者の選出をしていますか。それぞれについてあてはまるものすべてを選択してください。

① 身近なまちづくり推進協議会

1. 町会・自治会からの推薦	100%	
2. 町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦	18%)
3. 公募	0%	
4. 前任者からの推薦	7%	
5. その他 (具体的に 事業の参加者	11%)

② ごみ減量・リサイクル推進委員会

1. 町会・自治会からの推薦	96%	
2. 町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦	7%)
3. 公募	0%	
4. 前任者からの推薦	7%	
5. その他 (具体的に 事業の参加者	7%)

③ 青少年地区委員会

1. 町会・自治会からの推薦	96%	
2. 町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦	64%)
3. 公募	0%	
4. 前任者からの推薦	11%	
5. その他 (具体的に 小中学校 (PTA,教職員)、保護司、民生・児童委員	46%)

④ 民生委員児童委員

1. 町会・自治会からの推薦	71%	
2. 町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦	11%)
3. 公募	0%	
4. 前任者からの推薦	39%	
5. その他 (具体的に 社会福祉協議会会長、生活福祉課が所管する委員会で決定	29%)

⑤ 避難所運営委員会

1. 町会・自治会からの推薦	100%	
2. 町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦	39%	
3. 公募	0%	
4. 前任者からの推薦	11%	
5. その他 (具体的に 区立小中PTA,商店会	18%)

⑥ 地区区民防災会議

1. 地区区民防災会議を実施していない	57%	
2. 町会・自治会からの推薦	36%	
3. 町会・自治会以外の地域活動団体からの推薦	11%)
4. 公募	0%	
5. 前任者からの推薦	4%	
6. その他 (具体的に	25%)

問16. 各協議会の活動状況について、それぞれあてはまる選択肢を選んでください。

① 身近なまちづくり推進協議会

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
1. メンバーが固定化している	43%	54%	4%	0%	
2. 活動の担い手が不足している	32%	50%	18%	0%	
3. 予算が不足している	0%	7%	75%	18%	
4. 活動場所在不足している	4%	4%	64%	29%	
5. 活動は盛んである	21%	57%	18%	4%	1
6. メンバーによる自主的な活動ができて	11%	25%	50%	11%	
7. 事務局の負担が大きい	29%	43%	25%	4%	

② ごみ減量・リサイクル推進委員会

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
1. メンバーが固定化している	46%	50%	4%	0%	
2. 活動の担い手が不足している	32%	54%	14%	0%	
3. 予算が不足している	0%	4%	79%	18%	
4. 活動場所在不足している	7%	7%	57%	29%	
5. 活動は盛んである	25%	43%	29%	4%	1
6. メンバーによる自主的な活動ができて	7%	25%	43%	21%	
7. 事務局の負担が大きい	29%	46%	21%	4%	

③ 青少年地区委員会

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
1. メンバーが固定化している	25%	64%	11%	0%	
2. 活動の担い手が不足している	14%	50%	32%	4%	
3. 予算が不足している	4%	18%	68%	11%	
4. 活動場所在不足している	0%	14%	61%	25%	
5. 活動は盛んである	29%	68%	4%	0%	1
6. メンバーによる自主的な活動ができて	14%	43%	32%	7%	
7. 事務局の負担が大きい	39%	50%	11%	0%	

④ 避難所運営委員会 n=27

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
1. メンバーが固定化している	59%	41%	0%	0%	
2. 活動の担い手が不足している	52%	41%	4%	4%	
3. 予算が不足している	44%	11%	41%	4%	
4. 活動場所在不足している	7%	7%	52%	33%	
5. 活動は盛んである	15%	52%	33%	0%	1
6. メンバーによる自主的な活動ができて	11%	37%	33%	15%	
7. 事務局の負担が大きい	41%	41%	19%	0%	

⑤ 地区区民防災会議 (問15⑥で実施していないと回答した場合は記入しないでください)

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
1. メンバーが固定化している	42%	58%	0%	0%	
2. 活動の担い手が不足している	25%	50%	17%	8%	
3. 予算が不足している	33%	17%	50%	0%	
4. 活動場所在不足している	0%	17%	50%	33%	
5. 活動は盛んである	8%	42%	42%	8%	1
6. メンバーによる自主的な活動ができて	17%	8%	50%	25%	
7. 事務局の負担が大きい	17%	58%	8%	17%	

⑥ 地区情報連絡会

	あてはまる	どちらかといえばあてはまる	どちらかといえばあてはまらない	あてはまらない	無回答
1. メンバーが固定化している	32%	50%	11%	4%	1
2. 活動の担い手が不足している	18%	43%	25%	11%	1
3. 予算が不足している	0%	14%	43%	39%	1
4. 活動場所在不足している	0%	11%	43%	43%	1
5. 活動は盛んである	14%	29%	39%	14%	1
6. メンバーによる自主的な活動ができて	11%	14%	43%	25%	2
7. 事務局の負担が大きい	32%	43%	11%	11%	0

問17. 地区情報連絡会の出席者はどのように選んでいますか。簡単にご記入ください。

- ・町会・自治会中心
- ・テーマや部会により異なる
- ・多くの団体に声をかけている
- ・イベント等の参加者

問18. 地区情報連絡会に参加している団体同士の連携の状況について把握していることがあればご記入ください。ない場合は空欄としてください

「町会主催の防災訓練において、消防団や一部関連する町会については〇〇大学学生（大学と町会とで協定を締結している）や商店会が協力している。同様に防災訓練において小学校から会場の提供や挨拶など協力いただいている町会もあり、逆に小学校の昔遊びなどの学ぶ場に町会が協力している例もある。また、地区社協において、地域の医療機関や金融機関に講師や会場借用など協力を得ながら実施する事業もある。」

「年に2回一堂に会して、テーマを設けた講演を聞いたり、意見交換をすることでお互いの活動を理解し、適宜連携可能な関係を築いている。」

「各団体の構成員は、重層的に相互に重複して加入、活動しており、日常的な関係の中で特段の意図をすることなく適度に情報伝達が行われ、必要に応じた連携、協力を補完している。（人材不足の中で町会自治会長はじめ町会自治会の役員等が複数の団体に加入している実態が功を奏している。）

事業、イベント等で関係性が生じる際には、その主催団体が会議の開催、文書の回覧、送付等により連携が図れるよう適宜調整している。」など

まちづくりセンターの業務内容についてお尋ねします。

問19. まちづくりセンターの業務について、一人あたりの業務を100%としたとき、以下の各業務に費やしている時間の
 大まかな配分（5%刻み程度で結構です）をお答えください。「主任・係員」や「出張所嘱託員」など複数人
 いる場合は該当する職員全体でご記入ください。なお、該当する職員がいない場合は空欄とし、その業務がない
 場合は「0」とご記入ください。

業務の内容	所長	係長	主任・ 係員	出張所 嘱託員	例
まちづくりセンターの庶務	4%	6%	12%	11%	10%
住民票交付等の窓口 (住民票等、貸出物品、広報板等の受付)	1%	5%	15%	73%	0%
住民からの要望・相談等の対応や意見交換	11%	9%	7%	5%	10%
地域活動団体（問4-14のようなNPO、ボランティアを含む各種団体等） からの要望・相談等の対応や意見交換	13%	11%	6%	0%	15%
各種協議会等の事務局業務やその支援（問15-16の協議会のほか、 まちづくりセンターで事務局を担う団体等が実施する事業の準備・連絡・ 調整・運営等）	9%	21%	27%	5%	5%
特色あるまちづくりの企画立案 (イベント実施案や計画等の作成)	6%	11%	11%	0%	10%
地域活動団体が行うイベントへの参加・協力	13%	9%	7%	0%	5%
地域の各種協議会や地域活動団体への人材・団体への紹介	4%	3%	0%	0%	5%
地域の各種協議会や地域活動団体との間の連絡調整	10%	9%	6%	0%	10%
本庁各課や総合支所との連絡調整	10%	7%	4%	0%	5%
あんしんすこやかセンター及び地区社会福祉協議会との調整	10%	4%	2%	1%	15%
その他上記以外の業務	9%	5%	2%	4%	10%
計	100%	100%	107%	100%	100%

例1) 防災訓練に関する事務

実施のための会議や、その準備、議事録作成、防災訓練：各種協議会等の事務局業務やその支援
 実施企画案の作成：特色あるまちづくりの企画立案

例2) 貸出物品に関する事務

借りたい人が来所した時の対応：住民票交付等の窓口
 物品の管理、新調：まちづくりセンター庶務

問20. 地域コミュニティの活性化を図るためには、まちづくりセンターとして、その業務について、どのようにしていかるとよいと考えますか。以下の中から選んでお答えください。

業務の内容	1. 拡充したい	2. 現状通り でよい	3. 見直し たい
まちづくりセンターの庶務	0%	82%	18%
住民票交付等の窓口 (住民票等、貸出物品、広報板等の受付)	7%	46%	43%
住民からの要望・相談等の対応や意見交換	32%	64%	4%
地域活動団体(問4-14のようなNPO、ボランティアを含む各種団体等) からの要望・相談等の対応や意見交換	32%	68%	0%
各種協議会等の事務局業務やその支援(問15-16の協議会のほか、 まちづくりセンターで事務局を担う団体等が実施する事業の準備・連絡・ 調整・運営等)	7%	61%	32%
特色あるまちづくりの企画立案 (イベント実施案や計画等の作成)	29%	61%	11%
地域活動団体が行うイベントへの参加・協力	39%	54%	7%
地域の各種協議会や地域活動団体への人材・団体への紹介	25%	64%	7%
地域の各種協議会や地域活動団体との間の連絡調整	39%	50%	11%
本庁各課や総合支所との連絡調整	11%	79%	11%
あんしんすこやかセンター及び地区社会福祉協議会との調整	36%	57%	7%
その他上記以外の業務	7%	18%	7%
具体的に ()	地域の防災、地 域包括ケアの推 進(地域資源開 発)、転入者へ の地区情報の提 供		避難所開設 に関するこ と、選挙・ 募金

令和2年6月に出された第32次地方制度調査会の「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」においては、地域の人材確保の手段の一つとして、「行政実務や政策に通じた地方公務員が地域活動に参画することも効果的である。」「地方公務員やその退職者が知識・経験を活かし、公務以外でコミュニティ組織の事務局など地域活動等に従事することが考えられる。」と書かれています。

問21. 現職や退職した職員が公務以外で地域活動等に従事することについてどう思いますか。

<p>否定的な意見（3）</p> <p>「現職が特定のコミュニティ組織の活動に従事することは、区民に不公平感を生じさせかねないので、また、住民と行政の間で苦悩することも多々ある」</p> <p>「地域活動が本職である場合を除き、休日も含め公務優先にすべきと考える。その理由は、現職として地域に多大な影響力を持っている可能性が高く、立場上、公平性を保つことが非常に難しい」</p> <p>「制度化や強制で、町会自治会（居住地以外も）や地域活動団体に従事させられるのはよろしくない。」</p> <p>肯定的な意見（19）</p> <p>「知識を生かして活動するのはいいことだと思う」「大いに結構」「有償も含めて検討すべき」「参加するための制度を整えるべき」</p> <p>その他</p> <p>「個人で行うことなので」（類似2）「現役は制度がないと難しい」「退職から時間がたっていると新しいことを受け入れられないので帰って足を引っ張るのでは」</p>

最後にあなたのまちづくりセンターで行っている地域活動団体と連携した特色のある取組みや、これからの世田谷区の地域コミュニティ支援政策、まちづくりセンターの運営についてのご意見等がありましたらお書きください。

<p>まちづくりの特色ある活動の紹介について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 防災を中心とした住民支援の取組の紹介（5）・ 地域資源（商店、大学、地域経営に類する団体、農家の団体、企業等）を活かした協働事例の紹介（7） <p>まちづくりにおける課題について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町会・自治会への依頼事項の整理が必要・ 町会・自治会から自分たちの位置づけと役割を明確化してほしいとの要望がある・ 町会・自治会への積極的な支援が必要・ 人材確保における新規人材と現有人材との融合・ 地区における区の役割について具体的な検討が必要 <p>まちづくりセンターについて</p> <ul style="list-style-type: none">・ まちづくり事業は高齢化・担い手不足で行政の事業と化している・ 町会・自治会の高齢化に伴うまちづくりセンターの負担増・ 防災と地域包括ケアの地区展開が主な業務となっている・ まちづくりは地域が主体なので、区はアドバイザー機能に純化すべき・ 区設置の会議体が多くコミュニティの自主性の妨げとなっていないか・ 自主的な地域活動へのサポート体制が必要・ 公平性・中立性を求められることにより活動が制限されることがある・ まちづくりセンター職員への研修制度の充実・ 人員体制の拡充が必要（2）・ 拠点としての施設整備が必要 <p>地域行政制度について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本所・支所・まちづくりセンター、区民センターの役割に合わせた予算管理の実現・ 各まちづくりセンターの裁量でまちづくりの進め方を選べるようにできないか <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域の担い手を増やすため子どもと保護者が地域の活動に参加する機会を増やすべき <p>このアンケートに関すること</p> <ul style="list-style-type: none">・ まちづくりはまちの人の意志に基づいているから地区により異なっており統一的にみることは難しい・ 他の自治体にも調査をおこなってみてはどうか・ 回答の「行っていない」は区民の自発的な活動が充実しているためである・ すでに28まちセン横並びではなくなっている状況を共通認識としたい
--

2. まちづくりセンター所長への追加調査結果

1. 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員とのかかわりについて伺います。

問1. 地区まちづくり担当職員について伺います。

(1) どのような活動に従事していますか。あてはまるものすべてを選択してください

1. イベント等実施当日の参加	100%	2. イベントの準備・片付けなどの作業に参加	96.4%
3. 実施後の反省会に参加	28.6%	4. イベントの企画や運営への助言	0.0%
5. イベント以外のまちづくり事業の企画立案の支援	0.0%	6. 会議・打ち合わせに出席（職員のみのもものを除く）	10.7%
7. 地区の計画等の策定支援	0.0%	8. 住民からの相談等の対応、意見交換	0.0%
9. まちづくり担当職員からの施策や事業に関する情報提供	12.5%		
10. その他（	なし		）

(2) 地区まちづくり担当職員について、あてはまるものを一つ選んでください

① まちづくりセンターへの配属人数について

もっと多くてよい	14.3%	妥当	67.9%	もっと少なくてよい	14.3%
----------	-------	----	-------	-----------	-------

② 入庁後3-5年目の職員が担当することについて

もっと早くてよい	10.7%	妥当	89.3%	もっと遅くてよい	0.0%
----------	-------	----	-------	----------	------

③ 3年間の任期については

短い	39.3%	妥当	57.1%	長い	3.6%
----	-------	----	-------	----	------

④ 拠点隊員と地区まちづくり担当職員の配属先を一致させることは効果があったと感じる

あてはまる	35.7%	ややあてはまる	50.0%	ややあてはまらない	10.7%	あてはまらない	3.6%
-------	-------	---------	-------	-----------	-------	---------	------

⑤ 地区まちづくり担当職員の従事によりまちづくりセンターの負担は軽減していますか

軽減している	39.3%	やや軽減している	46.4%	やや増加している	14.3%	増加している	0.0%
--------	-------	----------	-------	----------	-------	--------	------

⑥ 地区の住民からは好意的に受け止められていると感じますか

そう思う	82.1%	そう思わない	3.6%	どちらでもない	14.3%
------	-------	--------	------	---------	-------

(3) 地区まちづくり担当職員の活動成果として感じられるものをすべて選んでください

1. まちづくり活動がより活発に実施できるようになった	67.9%
2. 地区の課題解決に役立った	10.7%
3. 地区との信頼関係が高まった	42.9%
4. 地区の意向や要望が把握しやすくなった	0.0%
5. 行政施策や事業内容をわかりやすく説明できる機会がふえた	0.0%
6. 参加している職員のコミュニケーション能力が高まった	39.3%
7. その他（	25.0% 職員同士の新たなつながり、職員の地域住民の活動理解など

(4) 地区まちづくり担当職員の制度について課題や改善したい点をご記入ください

配属について
 ・地区の実態（活動状況）に即した配置とするべき

任期について
 ・4年が妥当。3年では、地区の主要事業に従事しないまま卒業していくこともある

従事状況について
 ・職員が本来業務と同様に任務にあたってもらえるのであれば妥当な人数。意味を理解せず、出席率が芳しくない場合は妥当な人数とは言えない。
 ・事業実施にあたり、期待する人数を確保できないなどの支障が出てきている。

実施について
 ・まち担職員制度がまちセンにも地区の方々にも今後の区政を担うまち担職員本人たちにもメリットがあるものに改善していきたい。
 ・反省会がない事業では、事業の終了後に所長と職員との意見交換なども行った方が良い。

制度について
 ・町場の方々と一緒にイベント等に従事することで、少しでも区民生活の感覚を体験することに留まっている。
 ・この制度は、地域の方とのふれあいや交流を通して、地域の方がどのような思いで地域活動を行っているか等を学んでもらうことが目的なので年度当初に行う全体会等でその趣旨をきちんと伝えることが重要。

(5) ①地域コミュニティの活性化を図るために、地区まちづくり担当職員がどのような活動に従事したらよいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1. イベント等実施当日の参加	92.9%	②	46.4%
2. イベント等の準備・片付けなどの作業に参加	89.3%	②	3.6%
3. 実施後の反省会に参加	64.3%		
4. イベント等の企画への参加や運営への助言	57.1%	②	3.6%
5. イベント以外の住民のまちづくり活動の企画立案の支援	25.0%	②	3.6%
6. 会議・打ち合わせに出席（職員のみのもを除く）	32.1%	②	14.3%
7. 地区の計画等の策定支援	10.7%		
8. 住民からの相談等の対応、意見交換	17.9%		
9. まちづくり担当職員の所属する部署の施策や事業に関する情報提供	32.1%	②	3.6%
10. その他（ <small>防災関係の事業(避難所運営訓練、防災塾の企画運営など)活動は担当職員にとっては資質向上になると思う。 1番と2番は、ついて回るものです。一つをあげることはできません。 避難所運営及びその訓練の企画段階からの参加町会や地域団体が主催しているイベント等への当日のスタッフ参加</small>)	10.7%

②①で回答したもののうち、特に重要と思われる活動の一つあげてください

問2. 地区まちづくり支援職員について伺います。

(1) どのような活動に従事していますか。あてはまるものすべてを選択してください

1. イベント等実施当日の参加	100%	2. イベントの準備・片付けなどの作業に参加	79%
3. 実施後の反省会に参加	29%	4. イベントの企画や運営への助言	7%
5. イベント以外のまちづくり事業の企画立案	4%	6. 会議・打ち合わせに出席（職員のみのもを除	4%
7. 地区の計画等の策定支援	0%	8. 住民からの相談等の対応、意見交換	0%
9. まちづくり支援職員からの施策や事業に関する情報提供	7%		
10. その他（)	0%

(2) 地区まちづくり支援職員について、あてはまるものを一つ選んでください

① まちづくりセンターへの配属人数について

もっと多くてよい	0%	妥当	78%	もっと少なくてよい	22%
----------	----	----	-----	-----------	-----

② 地区まちづくり支援職員の従事によりまちづくりセンターの負担は軽減していますか

軽減している	22%	やや軽減している	56%	やや増加している	15%	増加している	4%
--------	-----	----------	-----	----------	-----	--------	----

⑥ 地区の住民からは好意的に受け止められていると感じますか

そう思う	68%	そう思わない	7%	どちらでもない	21%
------	-----	--------	----	---------	-----

(3) 地区まちづくり支援職員の活動成果として感じられるものをすべて選んでください

1.まちづくり活動がより活発に実施できるようになった	57%
2.地区の課題解決に役立った	21%
3.地区との信頼関係が高まった	50%
4.地区の意向や要望が把握しやすくなった	0%
5.行政施策や事業内容をわかりやすく説明できる機会がふえた	4%
6.参加している職員のコミュニケーション能力が高まった	29%
7.その他	21%

「職員同士の新たなつながり」「管理職のまちづくり担当職員への関わりによる間接的な指導・育成」「実績が少ない」「支援職員の所属業務への区民からの質問への対応」など

(4) 地区まちづくり支援職員の制度について課題や改善したい点をご記入ください

<p>従事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援職員（管理職）の従事は、地区の方々には好印象。長く従事されることで、事業実施上、助かる面も多いが、多忙な支援職員をどこまで活用してよいか悩むところである。 ・所属する部署によっては、多忙で一度も事業に参加されない職員もあり、地域との交流ができていないとはいえない。例えば毎月順番に町会長会議に出席するなど、地区の声を直接聞く機会を設けたらよいのではないかと。 ・支援職員と担当職員では、本来役割が違うはずだが、現状では活動の内容は同じになっている。 <p>担当者会議について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度上まち担当職員を支援するために「地区担当者会議」を置き、地区担当者会議に置かれる地区リーダーは総合支所長が指名し、会議を招集することとなっているが、まちセンがお願いしているのが実情となっている。

(5) ①地域コミュニティの活性化を図るために、地区まちづくり支援職員がどのような活動に従事したらよいと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。

1.イベント等実施当日の参加	79%	②	36%
2.イベント等の準備・片付けなどの作業に参加	64%	②	0%
3.実施後の反省会に参加	57%	②	4%
4.イベント等の企画への参加や運営への助言	43%	②	11%
5.イベント以外の住民のまちづくり活動の企画立案の支援	36%	②	7%
6.会議・打ち合わせに出席（職員のみのもを除く）	39%	②	7%
7.地区の計画等の策定支援	25%	②	0%
8.住民からの相談等の対応、意見交換	36%	②	7%
9.まちづくり支援職員の所属する部署の施策や事業に関する情報提供	36%	②	7%
10.その他			11%

「支援・担当職員への連絡調整。事業参加者の割り振りなどのマネジメント」
「現状でも忙しい方が多いのでこれ以上期待する気になれないなど」

② 7%

②①で回答したもののうち、特に重要と思われる活動の一つあげてください

--

問3. 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員の制度について伺います。

- (1) ①令和元年度、地区担当者会議は何回開催されましたか
→1回以上の場合②へ、0回の場合③へお進みください。

平均	0.607	回
0回	11	1回
		17

②どのような内容でしたか。あてはまるものをすべて選んでください

1.職員同士の顔合わせ	61%	2.職員への地区の説明	54%	3.職員への事業の説明	54%
4.地区の活動団体との顔合わせ	7%	5.活動内容の計画づくり	0%		
6.その他	「みじまちの総会に参加して、職員相互と区民との顔合わせができる。」「会議終了後に懇親会を行っているが、とても良い交流の場となっている。」			7%	

→ (2) へお進みください

③開催されなかった理由にあてはまるものをすべて選んでください (n=11)

1.例年開催していない	64%	2.開催の必要がなかった	55%	3.地区リーダーの判断	9%
4.その他				27%	

- (2) 地区まちづくり担当職員・地区まちづくり支援職員の制度についてご意見等がありましたらお書きください。

<p>事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体にはない良い制度であり、「まちづくり担当職員になりたくて世田谷区を希望した」という職員もいて、担当職員の任期後も任意の支援職員として活動してくれた ・一緒に活動して築いた信頼関係を継続したいと考え、異動後も前の地区の「まちづくり支援職員」をしている ・若手職員が他領域の管理職と触れ合う機会でもあり、これをきっかけに後の人事異動でステップアップした職員もいる。まちの方々と自領域の意見交換する課長や、まちの方々にイベント上での活動を誉められ喜ぶ若手職員の姿もある <p>本制度への評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターに必要不可欠な制度と思う ・地域住民、職員、双方にとって良いことだと思う ・特に官房系や計画系など、日ごろ区民と接することが少なく、かつ区政の根幹に携わらずを得ない若手職員や現場経験値に低い管理職（候補）にはまち場を知るいい機会となっている ・趣旨をきちんと説明して実施をすれば、とても良い制度。これからの区政を背負っていく若い職員に、地域には地域のために活動をしている人がたくさんいることを知る機会となっている <p>従事職員への評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動してくれている職員は積極的に活動してくれるので助かっている ・まちづくりセンター職員の配置人数が少ない中、事業実施に際して支援担当職員の配置はとても力になっている <p>実施における課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりが区民に過度な負担にならないように支援は必要と思うが、やりすぎても職員の仕事を地域住民が手伝う感覚になってしまうのでバランスが難しい ・本務多忙ななかで応援をいただいているが、事業が土日祝であるため原則振替処理となることのリスクを負わせているのが気になる ・支援担当職員にイベント等の従事依頼をするための事務作業が、担当者として精神的に負担を感じている ・現在、支援担当職員の方には、イベント当日や事前準備、終了後の片付け作業等だけの従事依頼となっているため、イベントの実施時にその都度全庁的に応援職員を募集したほうが良いのではないかと ・イベント等の企画段階から参加するには地区の特性を熟知し、日常的に区民の方々と顔の見える関係性がないと、建設的な意見を出すことはできず、現状の体制では非現実的と考えられる

2. コロナ禍でのまちづくりセンターの状況についてお尋ねします。

問1. 新型コロナウイルス感染症に関連した地域の活動団体等からの問い合わせ対応について

① ① 新型コロナウイルス感染症に関連して、地域の活動団体等から問い合わせ・相談はありましたか。

あてはまるものを一つ選んでください

はい	86%	いいえ	14%
----	-----	-----	-----

→はいの場合②へ、いいえの場合(2)へおすすみください

② どのような団体から問い合わせがありましたか。あてはまるものをすべて選んでください。(n=24)

1 町会・自治会	100%	12 NPO	4%	22 保育園・幼稚園	4%
2 地域の絆活性化事業補助金 交付団体	63%	13 高齢者クラブ	42%	23 区立小・中学校	25%
3 社会福祉協議会	71%	14 せたがや生涯現役ネットワー	0%	24 高校	4%
4 日赤奉仕団	83%	15 総合型地域スポーツ・ 文化クラブ	8%	25 大学	17%
5 消防団	8%	16 あんしんすこやかセンター	58%	26 図書館	4%
6 商店街	25%	17 世田谷トラストまちづくり	4%	27 企業	4%
7 民生・児童委員協議会	75%	18 シルバー人材センター	0%	28 高齢者施設	4%
8 防犯協会	0%	19 ボランティア協会	4%	29 障害者施設	8%
9 交通安全協会	0%	20 子育て支援団体	17%	30 医療・介護事業者	0%
10 小中学校のPTA	25%	21 児童館	25%	31 街づくり協議会	4%
11 サロン・ミニディ	33%			32 中間支援組織	0%
				33 その他	

みじまち、青少年地区委員会、
ごみ減量リサイクル推進委員会、高齢者
食事会開催団体、赤い羽根共同募金の協
力員等、青少年地区委員会、保護司会〇〇
分区、自主体操活動グループ、スポーツ少
年団コーチ・保護者

③ ②の問い合わせに対して、まちづくりセンターで対応した事例がありましたら教えてください

(団体名、問い合わせ内容、対応内容など)
施設利用・イベント実施・回覧実施等に関する問い合わせ
感染状況に関する問い合わせ
感染防止資材購入に関する問い合わせ
助成金等に関する問い合わせ
その他

④ ② 対面で集まることが難しい状況で、身近なまちづくり協議会等(青少年地区委員会、ごみ減量・リサイクル推進委員会、町会長会議等)の会議や打ち合わせについてどのように対応しましたか。あてはまるものをすべて選んでください

1 少人数で実施した	68%	2 電話で意見交換をした	36%	3 書面表決を実施した	89%
4 文書でお知らせした	82%	5 オンラインで実施した	11%	6 実施を取りやめた	68%
7 その他	(部会など人数が少ないものは、実施した。 通常より収容人数の大きい会場に変更、サーキュレーターを設置し換気を図る、などを 行って開催した。 町会長会議は通常通り開催した 広い会議室を借用して事業を実施した。)	14%	

⑤ ③ ① 緊急事態宣言中、まちづくりセンターから地区内への情報提供の方法に変更はありましたか。当てはまるものを一つ選んでください

はい	54%	いいえ	46%
----	-----	-----	-----

→はいの場合②へ、いいえの場合(4)へおすすみください

② どのように変更しましたか (n= 15)

会議・イベント実施方法の変更・中止

全面的に中止

書面開催への切り替え

イベントの屋外実施

情報提供方法の変更

個別訪問による情報提供

町会内の回覧中止

掲示板による情報提供

電話、FAXの活用

サロンなどにはSNSの利用

あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会と連携した広報チラシ作成

(4) そのほか、コロナ禍に際して対応に苦慮したことや実施したことなどがありましたらご記入ください

苦慮したこと

集まって話ができない状況でのコミュニケーションの方法

(人数制限や場所の確保、書面に変更した場合の情報共有や郵券の不足など)

町会費や募金の集金、回覧板の回付の難しさ

高齢者のフレイルの進行や認知機能低下等の懸念

表面化していない(今後明らかになってくる)影響への懸念

地域活動の再開に向けた調整・判断(意見調整・合意形成、感染防止、現場対応など)

まちづくり事業中止による新人職員やまちづくり担当・支援職員への影響

感染予防のための負担(地域住民や職員の労働力、物品購入など金銭面、職場環境等)

在宅勤務実施による現場対応人員の不足

特別定額給付金に関して、特別な事情から個別に支援が必要な相談への対応

実施したこと

これまでの活動を支えてきた区民の活力や意欲を継続させるため、職員のアイデアを実現させつつ区民の自主的な活動を支援した。

「おうち時間」を楽しみたいという区民のニーズに応えるため、職員が手作りマスクのチラシを作成し窓口に配架したところ、来所者から好評だった。

募集人員を制限しての事業実施

国の施策や特別定額給付金申請の問い合わせへの対応のためネットで調べたりマニュアルを作成したりした

その他

コロナ禍に対する取り組みの姿勢は団体や各個人で違いがある。それぞれの判断は尊重しなくてはならない

地域住民からの感染状況や区の方針などの情報提供の要望

直接対話による信頼関係の強化を中心としているため、書面やネットを介しての実施では効果が薄い

できる事業を実施すると例年以上に人が集まり、人々が交流を求めていると感じた

町会の担い手の高齢化の課題の中に新たに健康面でのリスクに伴うものも加わった

特にひとり暮らし高齢者の、体力低下、認知機能の低下(SNS使えず、ネットを介した交流が難しい)の懸念

3. 特別区への調査結果

1 「出先機関の役割について」

分類	項目	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒
出先機関の概要	面積 (km)	11.66	10.21	20.37	18.22	11.29	10.11	13.77	42.99	22.84	14.67
	人口 (人)	65,942	168,361	260,379	348,452	226,114	202,431	274,896	521,835	401,704	281,474
	窓口業務のみを担う出先機関の設置数	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—
	窓口業務のみを担う出先機関の名称	—	—	—	—	—	—	出張所	—	—	—
	まちづくりを担う出先機関の名称	出張所	特別出張所	総合支所	特別出張所	地域活動センター	区民事務所(3)/区民事務所分室(2)/地区センター(6)	—	出張所・特別出張所	地域センター	地区サービス事務所
	まちづくりを担う出先機関1か所あたりの人口	11,000	65,000	52,000	35,000	25,000	18,000	—	50,000・120,000	31,000	56,000
	まちづくりを担う出先機関1か所あたりの面積	1.94	3.40	4.07	1.82	1.25	0.92	—	5.37	1.76	2.93
	まちづくりを担う出先機関の設置数	6	2	5	10	9	11	—	7・1	13	5
	住票の届出、国保等の届出ができる	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	税・保険料の納付ができる	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
住民票の写しや印鑑証明の交付ができる	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	
保健所機能	×	×	○	×	×	×	×	×	○	×	
福祉事務所機能	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
土木事務所の業務	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	
税務	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
全職員数	部長級職員数	20	18	19	28	21	19	21	37	20	21
	課長級職員数	50	53	77	102	65	61	61	75	61	134
	係長級職員数	231	289	495	513	351	356	463	605	569	347
	主任/係員職員数	644	936	1357	2301	1222	1323	1347	2139	1826	1346
	会計年度任用職員数	353	735	835	1023	1630	28	811	2140	1209	無回答
まちづくりを担う出先機関の職員数	部長級職員数	0	0	5	0	0	0	—	0・0	0	0
	課長級職員数	6	2	20	10	9	0	—	0・1	0	5
	係長級職員数	8	4	163	20	9	14	—	15・6	28	15
	主任/係員職員数	33	24	651	96	9	38	—	48・17	79	46
	会計年度任用職員数	0	4	375	14	51	6	—	8・2	2	9
窓口のみの出先機関の職員数	部長級職員数	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
	課長級職員数	—	—	—	—	—	—	0	—	—	—
	係長級職員数	—	—	—	—	—	—	12	—	—	—
	主任/係員職員数	—	—	—	—	—	—	34	—	—	—
	会計年度任用職員数	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—
まちづくりを担う出先機関の所掌事務	住民記録情報の変更届出	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	住民票の写し等の交付	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	マイナンバーカードの申請・交付	×	○	○	○	×	○	—	×	×	×
	印鑑登録の申請	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	印鑑登録証明書の交付	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	戸籍等の届出	×	○	○	○	×	×	—	○	×	×
	戸籍謄本等の交付	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	住民税、軽自動車税の納付	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	納税証明書の交付	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	国民健康保険等の資格に関する手続き	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	国保等の保険料の納付	○	○	○	○	×	○	—	○	○	○
	まちづくりに関する企画調整	×	×	○	×	×	×	—	×	×	×
	地域のボランティア団体やNPOの支援	×	×	○	○	×	×	—	×	×	×
	町会・自治会等との連絡調整	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○
	協議会型住民自治組織活動支援	×	×	○	○	×	×	—	×	○	○
	地域の防災に関すること	○	×	○	○	×	○	—	×	○	×
	広聴	○	○	○	×	○	×	—	×	×	×
都市計画及び街づくりに係る許可・相談・指導	×	×	○	×	×	×	—	×	×	×	
地域内の施設管理	○	×	○	○	×	×	—	×	×	○	
税務	×	×	×	×	×	×	—	×	×	×	
福祉事務所の業務	×	×	○	×	×	×	—	×	×	×	
保健所の業務	×	×	○	×	×	×	—	×	○	×	
土木事務所の業務	×	×	○	×	×	×	—	×	×	×	
まちづくりを担う出先機関の権限	裁量予算 (千円)	×	×	87,712	×	×	×	×	×	11,141	—
	計画策定	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×
窓口のみの出先機関の所掌事務	住民記録情報の変更届出	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	住民票の写し等の交付	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	マイナンバーカードの申請・交付	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	印鑑登録の申請	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	印鑑登録証明書の交付	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	戸籍等の届出	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	戸籍謄本等の交付	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	住民税、軽自動車税の納付	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	納税証明書の交付	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	国民健康保険等の資格に関する手続き	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	国保等の保険料の納付	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
	まちづくりに関する企画調整	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	地域のボランティア団体やNPOの支援	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	管轄する地域の町会・自治会等との連絡調整	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	管轄する地域の協議会型住民自治組織活動支援	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	地域の防災に関すること	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
	広聴	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—
都市計画及び街づくりに係る許可・相談・指導	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
地域内の施設管理	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
税務	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
福祉事務所の業務	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
保健所の業務	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	
土木事務所の業務	—	—	—	—	—	—	×	—	—	—	

2 「町会・自治会について」

分類	項目	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川
区内町会・自治会概況	区内の町会・自治会の組織化の状況	全域	全域	3/4以上	3/4以上	全域	全域	全域	3/4以上	全域
	町会・自治会数	109	177	228	200	154	199	171	279	201
	うち認可地縁団体	7	25	13	8	18	58	63	20	63
	うち一般社団法人	0	1	0	0	1	0	0	5	0
	うちNPO法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うちその他の法人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
把握している町会加入率 (%)	56.3	—	—	45.78	65.8	69.8	65	57.9	58.3	
(いつ)	R1.10.15	—	—	R2.8.1	H30.12	R2.10.1	R2.8.1	R2.4.1	R2.4.1	
町会連合組織の有無	○	○	※	地区ごとにあるところがないところがある	○	○	○	○	○	
区と町会・自治会とのかわり	地区町会の単位と出先機関の単位が一致	○	×	—	○	○	○	×	○	○
	連合組織の設置根拠	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	—	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則
	連合組織の事務支援内容	会議等開催 会計 連絡調整	事務局として、 理事会を支援	—	会議等開催 会計 連絡調整	会議等開催 会計 連絡調整	会議等開催 会計 連絡調整	会議等開催 会計 連絡調整	連絡調整	会議等開催 会計 連絡調整
	連合組織への補助金等	目的のみの交付金	なし	—	なし (委託)	事業や活動費 事業や活動費	事業や活動費 事業や活動費	運営費	なし (委託)	運営費・事業や 活動費
	町会連合組織への包括委託	なし	全ての町会	—	区域の連合組織	なし	なし	なし	区の連合組織	なし
	町会連合組織へ一括交付	全ての町会	個別事業のみ	—	なし	なし	個別事業のみ	なし	なし	個別事業のみ
町会との連携内容	各種協議会や委員などの推薦や選出	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	国勢調査調査員の推薦	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	区の広報の配布	×	○	○	×	○	○	×	○	×
	回覧板への区のチラシの積み込み	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ごみの分別や資源回収	○	○	×	×	○	○	○	○	×
	ごみ集積場の管理	○	×	×	×	○	×	×	○	×
	防犯灯の設置管理	○	○	○	○	○	○	○	×	×
	高齢者の介護・見守り	○	×	×	○	○	×	×	×	×
	まちの美化・清掃に関すること	○	○	○	○	○	○	○	×	○
	災害救援物資などの緊急時の配布	×	×	○	×	×	×	○	×	×
	子育て支援や子どもの健全育成	×	×	○	×	○	○	×	×	○
	ひきこもりなど生きづらさを抱える若者の支援	×	×	×	×	○	×	×	×	×
	区の施設の指定管理	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	地区要望のとりまとめ・とりづぎ	○	×	×	○	×	×	×	×	○
道路の維持補修	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
共同募金や社協会費など寄付金・募金集め	○	○	○	×	○	○	○	×	○	
防災訓練や防災マップ作成	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
防犯マップ作成や防犯パトロール	○	○	○	×	○	○	○	○	○	
その他	—	イベント実行委員会、周知チラシ配布、ポスター掲示、当日の運営スタッフ	—	—	—	—	—	—	区の各種事業の参加促進、住民意向調査等、町会等の連絡調整、街頭防犯カメラ設置事業	—
課題と認識	役員の高齢化	○	×	○	○	○	○	○	○	○
	役員の担い手不足	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	参加メンバーの固定化	○	×	○	○	○	○	○	×	○
	活動資金の不足	×	×	×	×	×	×	○	×	○
	事務局機能が弱い	○	×	×	×	×	×	○	×	×
	会員世帯数の減少	×	×	×	×	×	○	○	○	×
その他	—	新たな住民の町会未加入	—	マンション等集 合住宅居住者や 若者世代への町 会・自治会活動 の周知不足	—	—	町会・自治会活 動の情報発信	—	大型マンション 等の建設による 新旧住民のコミュ ニケーション問題	
課題の解決策、取り組み	講座・イベントの実施	—	○	—	—	—	—	—	—	—
	実態調査の実施	—	—	—	—	—	—	—	—	○
	ポスター、パンフレット等の作成・配布およびその支援	○	—	○	—	○	—	—	—	—
	建築業者や建築主、不動産業者等への働きかけ	○	—	—	—	○	○	—	—	—
アドバイザーの派遣	—	—	—	—	—	○	—	—	—	
町会支援に関する制度	町会加入を促進する制度	×	×	×	○	○	×	×	○	○
	マンション・宅地開発の際に町会加入を促す制度	○	○	×	○	○	○	○	○	○
	マンション管理組合を町会と同等とみなす制度	×	×	○	×	×	×	×	×	×
	行政協力員制度	×	×	×	×	×	×	×	×	○
時期		令和2年4月	令和2年5月	令和2年4月上旬	令和2年4月上旬	令和2年 ①4月 ②5月 日	令和2年4月6日	令和2年4月頃	令和2年3月、 4月、12月	令和2年5月頃
	内容	総会の書面決議等	町会・自治会ネットにおいて、総会等の書面開催方法についてご案内	総会の開催方法について、区ホームページに掲載	町会・自治会のうち、認可地縁団体に対して、総会の書面開催が可能であることを郵送でお知らせした。	①会議等に関する対応(書面表決等) ②新しい日常のチラシ	書面開催の方法の周知	①町会・自治会主催の多数が集まる集会・イベント等の開催についての再検討依頼 ②総会の延期・書面表決の検討依頼	飲食を伴う宴会等の自粛、総会開催の柔軟な対応	新しい生活様式等の自粛、総会等
コロナ禍に際してのアクション	—	コロナ禍でのコミュニケーション活動で安心して維持・継続に係るイベントや活動事例を紹介を実施	地域活動を安全に安心して維持・継続に係る経費を補助する活動を支援	「町会・自治会」のためのSNS利用 継続実施のFacebook講座に追加してLINE入門講座を実施	—	—	町会・自治会情報発信支援事業(SNS支援)を実施	—	新型コロナウィルス対策用品補助金(令和2年9月補正予算)	
新たな支援策	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

目録	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川
3/4以上	全域	全域	3/4以上	全域	3/4以上	全域	全域	全域	全域	全域	3/4以上	全域	3/4以上
82	218	195	105	107	159	129	182	120	212	253	435	239	275
16	69	22	12	22	14	16	80	68	9	12	74	44	34
0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47.7	64.86	54	—	—	45.9	46.4	65.62	61	49.3	35.36	49.3	58.4	54.6
H29	R2.4.1	H30.3	—	—	R2.3.1	R2.3.1	H29.9	R2.5.1	R1.11.1	R2.7.1	R2.4.1	R1.12	R2.4.1
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なし	○	○	○	○	×	なし	○	○	○	×	○	○	○
なし	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	なし	連合組織の規約 会則	連合組織の規約 会則	なし	なし
連絡調整	会計 連絡調整	なし	会議等開催 連絡調整	連絡調整	会議等開催 事業実施 会計 連絡調整	会議等開催	会議等開催	事業実施 会計 連絡調整	連絡調整	会議等開催 会計 連絡調整	無回答	事務局として区 職員が事務を担 当	会議等開催 会計
目的のみの交付 金	目的のみの交付 金	運営費・事業や 活動費	事業や活動費	運営費・事業や 活動費	なし (委託)	事業や活動費	運営費	運営費・事業や 活動費と目的の みの交付金	事業や活動費	なし	運営費・事業や 活動費	なし	なし
一部の町会	なし	なし	なし	なし	一部の町会	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
個別事業のみ	全ての町会	区の連合組織に 一括	個別事業のみ	全ての町会	区の連合組織	全ての町会	区域の連合組織	なし	なし	なし	なし	全ての町会	なし
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	○	×	×	○	×	×	○	○	×	×	×	×	×
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
×	○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×
×	○	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	大規模災害時 (地震・水害) の学校防災活動 拠点本部(避難 所等)の立上 げ、協力	—	—	—	—	—	—	町会掲示板への 区の広報物の掲 示	—	区の施設の管理 運営(委託)	—	—	—
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
×	×	○	○	○	×	○	○	×	×	○	○	○	○
×	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×
○	×	×	○	×	×	○	×	×	×	○	○	×	×
×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
○	—	—	○	—	○	—	—	—	—	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—
×	×	×	○	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×
×	○	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
令和2年5月、 12月	令和2年 ①4月②7月	令和2年 ①3月 ②7月	令和2年5月頃	令和2年 ①6月 ②10 月	令和2年3月	令和2年 5月頃	令和2年 7月頃	令和2年 5月頃	なし	令和2年 ①4月 ②9月	令和2年3月～ 7月	令和2年4月初 旬、5月初旬、6 月初旬に2回、7 月初旬の計5回	令和2年4月
総会開催方法 (延期、書面決 議)の案内、リ フレット作成 (新しい生活様 式に沿ったコ ミュニティ活動 方法の案内)	①総会の書面 表決についてH Pで周知 ②連合会と協力 しガイドライン 作成	都の通知の情 報提供 ①総会開催の 期日について ②東京都感染 拡大防止ガイ ドライン	総会の開催に ついて、書面 法や地域活動 の開催方法の 提供 ②東京都感染 拡大防止ガイ ドライン	①書面表決の 方法や地域活 動の開催方法 の提示(回 ②イベントの 実施方法)	定期総会の開 催方法の提示 (回 等)	書面による総 会の開催につ いて ②イベントの 実施方法	新しい生活様 式における町 会・自治会活 動の開催につ いて (感染防止対 策)	書面表決によ る実施に代 えることを依 頼	なし	①総会の書面 表決の方法 ②新しい生活 様式に沿った 実施方法等	書面表決によ る区HPに掲載 されたイベント の実施方法等	自治町会長あ るが、総会等 の開催方法に ついて情報提 供 総会の書面表 決の実施方法 や活動を行う うえでの留意 点、その他の 区への対応	総会等の書面 表決の実施方 法について情 報提供
ウェブ会議シ ステム導入経 費の削減につ き、対象は感 染防止につな がる啓発活動 費、感染対策 品(消耗品)の 購入経費	緊急支援とし て 助成事業を 実施。対象は 感染拡大防止 につながる啓 発活動費、感 染対策品(消 耗品)の購入 経費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3 協議会型住民自治組織について

分類	項目	港	豊田	江東	品川
概要	有無	○	○	○	○
	名称	(各地区) 生活安全・環境美化活動推進協議会/地域防災協議会	石横町/豊田区耐震化推進協議会/京島地区まちづくり協議会	北砂三・四・五丁目地区まちづくり協議会	品川区防災協議会各地区協議会
	規定	安全で安心できる地区にする条例、(各地区) 生活安全・環境美化活動推進協議会規約/地域防災協議会の支援に関する要綱	なし/なし/協議会の会則あり	江東区不燃化まちづくり協議会設置要綱	各地区協議会会則(各地区での制定のため、名称は統一されていない)
	設置単位	総合支所の単位	町会・自治会の連合組織の区域程度/区内全域/京島二丁目・三丁目全域	東京都不燃化推進特定整備地区と一致	地域センターの単位
	団体数	5	3	1	13
	認可組織団体	0	0	0	0
設置の目的	地縁型住民自治組織の活動を補完し、地域の活性化を図るため	○	×	×	○
	身近な生活課題を地域住民自ら解決する活動を活発にするため	○	○	○	×
	地域の多様な意見を集約し、区政に反映させるため	×	×	○	○
	地域住民から地域活動を活発にしたいという要望があったため	×	×	×	×
	その他	×	×	×	×
	耐震補強に関する調査及び研究、普及促進及び技術指導等を通じて、耐震補強の健全かつ一層の発展を推進する。京島地区の防災まちづくりを住民が主体となって取り組むため。				
結果	成果の状況	概ね達成されている	概ね達成されている	概ね達成されている	概ね達成されている
	成果の理由等	生活安全のための活動や、環境美化活動など各地域の住民や団体が主体となり、地域の実情にあった活動を行っている。ただし、コロナ禍における今後の活動については検討が必要である。	耐震化普及啓発活動を実施している。住民による防災意識が高まっているため、設立直後に新型コロナウイルスの影響により活動中止となったため。	協議会からまちづくり提案書が提出されたため	遊覧所連絡会議・訓練が自主的に実施されている。
住民にとってのメリット	新たな地域活動の担い手を確保することができた	×	○	×	×
	町会・自治会の非会員とのつながりができた	○	×	×	○
	地域の目指すべき将来像を共有できた	○	○	○	○
	地域の自主的な取り組みが推進された	○	○	×	○
	地域活動の資金が十分に確保できた	×	×	×	×
	特にメリットはない	×	×	×	×
その他	×	×	×	×	
協議会型住民自治組織の活動内容	地域に関する各種計画の策定への参加	×	×	×	○
	地域のまちづくりへの参加	×	○	○	×
	地域のまちづくりに関する政策提案	×	○	○	×
	集会施設等の運営計画づくり	×	×	×	×
	集会施設等の維持管理	×	×	×	×
	生活道路・街路灯等の維持管理	×	×	×	×
	地域の環境美化、清掃活動	○	×	×	×
	環境保全・リサイクル活動	×	×	×	×
	地域の防災活動	×	○	○	○
	地域の防犯活動	○	×	×	×
	高齢者福祉・介護に関する活動	×	○	×	×
	児童福祉・子育て支援に関する活動	×	×	×	×
	引きこもりなど生きづらさを抱える若者の支援	×	×	×	×
	学校教育支援に関する活動	×	×	×	×
	コミュニティの運行	×	×	×	×
	盆踊り、お祭りなどの親睦行事の開催	×	×	×	×
	スポーツ・レクリエーション活動	×	×	×	×
	芸術・文化活動	×	×	×	×
	住民相互の連絡(回覧板・会報等)	×	×	×	×
	行政機関に対する要望・陳情等	○	×	×	○
行政からの連絡事項の伝達(区報の配布等)	○	○	○	○	
地域で活動する種団体に対する支援	×	○	×	×	
地域の公共的な活動に関する事業公募	×	×	×	×	
その他			地域をより良い街にするための各種イベントや地域情報の発信等		
一括交付金の有無	協議会型住民自治組織への一括交付金	×	×	×	○
協議会型住民自治組織の有する権限	当該地域の意見を集約して区に政策を提案する権限	×	×	×	×
	当該地域にかかる区の予算を提案する権限	×	×	×	×
	当該地域に区から交付された助成金等の使途の決定権	×	×	×	○
	当該地域での公共的サービスの実施や方法に関する決定権	×	×	×	×
	特に権限を有していない	○	○	○	×
その他					
構成員の概要	町会・自治会やその連合組織	○	○	○	○
	地域で活動するNPO	×	○	×	×
	地域で活動するボランティア団体	×	○	×	×
	民生委員・児童委員	○	×	×	×
	社会福祉協議会	×	×	×	×
	小中学校のPTA	○	○	×	×
	消防団	×	×	×	×
	商店街・商店会	○	○	○	×
	公衆団体	×	×	○	×
	学識経験者	×	×	×	×
	地元企業	○	○	×	×
大学	×	×	×	×	
その他	警察、消防	地元の建築専門家団体		各遊覧所(主に区立小中学校)の施設長、消防署、警察署	
把握している課題	役員の高齢化	○	○	×	○
	役員の担い手不足	○	○	×	×
	参加メンバーの固定化	○	○	○	○
	活動資金の不足	×	×	×	×
	事務処理機能が弱い	×	○	×	×
その他			コロナ禍における活動方法や組織の在り方等の検討		
把握している課題の解決策	課題の解決策	役員を町会長が担うため、町会の課題への政策を実施			特になし。 ※各地区協議会は、町会・自治会会長が役員を務め、参加メンバーは、各町会・自治会の防災部系の方で構成されている。町会・自治会が抱える課題を解決することがすなわち解決策である。
	課題の解決策				

4 地域担当職員制度について

分類	項目	墨田	世田谷	豊島
地域担当職員制度	地域担当職員制度の実施	○	○	○
	地域担当職員の担当地域	町会・自治会の単位	まちづくりセンターで管轄する地区	町会・自治会の単位
	担当する職員の選定方法	幹部職員（各部課長）	公募、課長級及び管理職選考合格者、採用3～5年目の事務系・技術系職員	課長級
	担当地域への配置にあたり考慮する事項	ナシ	災害時非常配備態勢との整合を図る。最寄りのまちづくりセンターを参考にする。	ナシ
	配属する地域数	10	28	12
	配属する職員のうち部長級	10	0	0
	配属する職員のうち課長級	46	139	12
	配属する職員のうち係長級	0	29	0
	配属する職員のうち主任・係員	0	410	0
	配属する職員のうち会計年度任用職員	0	0	0
支援の対象となる団体	個別の町会・自治会	区が委員を委嘱している団体等	町会・自治会およびその連合体	
地域担当職員の内容	イベント等実施当日の参加	×	○	○
	イベントの準備・片付けなどの作業に参加	×	○	×
	実施後の反省会に参加	×	○	×
	イベントの企画や運営への助言	×	○	×
	イベント以外のまちづくり事業の企画立案の支援	×	○	×
	会議・打ち合わせに出席（職員のものものを除く）	×	○	○
	地区の計画等の策定支援	×	×	×
	住民からの相談等の対応、意見交換	×	×	○
	地域担当職員からの施策や事業に関する情報提供	×	×	○
	その他	上記を含め状況により対応	×	×
地域担当職員の成果	まちづくり活動がより活発に実施できるようになった	×	○	×
	地区の課題解決に役立った	○	×	○
	地区との信頼関係が高まった	○	○	○
	地区の意向や要望が把握しやすくなった	○	○	×
	行政施策や事業内容をわかりやすく説明できる機会がふえた	○	×	○
	参加している職員のコミュニケーション能力が高まった	×	○	×
	その他	×	×	×
地域担当職員課題	本務が忙しく、事業への参加が難しい職員が多い	×	○	○
	地域担当職員の業務が負担となり、本務へ支障がでている	×	×	×
	地域住民の要望等の聞き役となってしまう、疲弊している	×	×	×
	地域担当職員の参加をセッティングする現場職員の負担となっている	×	×	×
	イベントのスタッフ等実働の要素が強く、まちの人との協働につながらない	×	×	×
	その他	時間的制約から限られた対応となっている	×	×